



鳥取県公報

平成 26 年 2 月 18 日 (火)
号外第 15 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 監査公告 包括外部監査の結果の公表 (3) 2

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人高田充征から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成26年2月18日

鳥取県監査委員	岡	本	康	宏
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	湯	口	夏	史
鳥取県監査委員	浜	田	妙	子
鳥取県監査委員	安	田	優	子

第 1 章 監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件

観光関連事業に関する財務事務の執行について

第 3 監査の対象とした理由

観光は、県内経済の活性化や雇用機会の拡大などに寄与するなど、多方面において与える影響は大きいと考えられ、これに関連する産業が鳥取県の重要な産業となっている。それゆえに鳥取県でも観光振興には注力しており、観光関連事業の担当部局である文化観光局における平成24年度の決算額は約34億円と多額である。

観光関連事業では、補助金・負担金並びに委託料の支出により、イベントや観光PRなどのソフト事業を実施するケースも多く、また、平成24年度を「まんが王国とっとり」建国イヤーとし、まんがに関連した事業に対して約10億円を投入して各種イベントなどを行っている。そのような事業に関する支出については、支出内容が今後の観光振興に資するものであることが重要であり、また、それらの事業には県民が参加する機会も多いことなどからも、県民の関心が高いものであると考えられる。

そこで、観光関連事業について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定による経済性・効率性・有効性に反する財務事務の執行がなされていないか監査する必要があると判断した。

第 4 監査を実施した期間

平成25年7月1日から同年12月31日まで

第 5 監査対象部局

観光関連事業に関する監査のため、文化観光局のうち、特に観光関連事業と関係性が深いと認められる観光政策課及びまんが王国官房並びに観光関連の外郭団体である公益社団法人鳥取県観光連盟（以下「観光連盟」という。）を対象とした。

第 6 監査の方法

この監査の実施に当たっては、観光政策課・まんが王国官房並びに観光連盟の決算額のうち大部分を占めている、補助金・負担金及び委託料を主な監査対象としたうえで、それらの事業のうち、金額の重要性の観点から主に決算額が100万円以上の事業を抽出し、事務の執行について関係法令に従って適正に行われているか等の財務事務の監査の他に、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係書類の検討などによる監査を実施した。

なお、監査対象とした事業のうち、指摘事項及び意見を付さなかったものについては、本監査報告書にお

いては割愛している。

本監査報告書においては、補助金・負担金並びに委託料の各定義は、以下のとおりである。

- 補助金
特定の事業や研究等を育成又は助長するため、公益上必要な場合に補助するものをいう。
- 負担金
契約に基づいて負担することとなる経費及び県が構成員若しくは加入者として負担する経費をいう。
- 委託料
県の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。

第 7 監査の視点

- 1 地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第 2 条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等のあり方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

- 2 私たち 3 人は、税理士である。税理士は、税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において納税者たる県民の声を受け止める立場にある。その使命は申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄使いは県民の納税意欲を減退させることになると思う。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で県民は、税の使われ方に大変注目している。従って我々は、このたび包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負って納税者たる県民の目線で監査することを心がけた。

- 3 具体的には次の着眼点で監査した。

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要はあるか。
- (2) 補助金等交付要綱は適切な内容で制定されているか。
- (3) 補助金及び負担金の算定は適切か。
- (4) 補助事業の実績報告は適切か。
- (5) 補助交付団体への指導、監督は適切か。
- (6) 委託契約の契約内容は適正か。
- (7) 委託金額の精査は適正に行われているか。
- (8) 委託先からの実績報告並びに県における完了検査手続は適正か。
- (9) 観光連盟における会計処理は適正になされているか。

第 8 監査手続

下記日程により、実際に文化観光局等に赴き関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を行った。監査後、文化観光局等と質疑のやりとりを行い、報告書を作成した。

監査対象機関	実施日
予備調査（県の組織全般）	4月22日（月）
予備調査（文化観光局の事業概要）	5月27日（月）
予備調査（文化観光局観光政策課の事業概要）	6月17日（月）
予備調査（文化観光局まんが王国官房の事業概要）	6月18日（火）
予備調査（観光連盟の事業概要）	6月19日（水）
文化観光局まんが王国官房	7月1日（月）
文化観光局まんが王国官房	7月2日（火）
文化観光局観光政策課	7月8日（月）
文化観光局観光政策課	7月9日（火）

観光連盟	7月10日(水)
観光連盟	7月11日(木)
文化観光局観光政策課	8月6日(火)
文化観光局観光政策課	8月7日(水)
観光連盟	8月19日(月)
文化観光局まんが王国官房	8月27日(火)
文化観光局まんが王国官房	8月28日(水)
文化観光局まんが王国官房	8月29日(木)
文化観光局まんが王国官房	9月25日(水)
文化観光局まんが王国官房	9月26日(木)

上記の他に、外部監査人の事務所等で報告書の作成及び協議のための会議を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士 高田 充征
外部監査人補助者	税理士 杉浦 為佐夫
外部監査人補助者	税理士 公認会計士 池原浩一

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 鳥取県の観光概要

1 鳥取県の観光の現状

(1) 鳥取県の観光資源

鳥取県は、東西約120キロメートル、南北約50キロメートルの細長い県域に、北は日本海に面して砂丘をはじめ美しい海岸線が続き、南には中国地方の最高峰大山ほか中国山地の山々が連なる。

観光連盟作成のパンフレット「鳥取県観光ガイドマップ」に掲げられている主な観光資源を挙げると以下のとおりである。なお、下表における観光資源に係る分類は、観光学等に基づくものではなく、監査人の任意による分類であることを申し添えておく。

鳥取県観光資源の概要

地区	分類	観光資源
東部地区	自然資源	山陰海岸国立公園（鳥取砂丘、浦富海岸）、氷ノ山後山那岐山国定公園（氷ノ山、扇ノ山など）、白兔海岸、雨滝、湖山池、芦津溪谷、三滝溪、龍見台、魚見台
	歴史的資源	鳥取城跡、仁風閣、鹿野城跡、宇倍神社、摩尼寺、不動院岩屋堂、石谷家住宅、池田家墓所
	温泉地	鳥取温泉、岩井温泉、吉岡温泉、浜村温泉、鹿野温泉
	観光等施設	鳥取砂丘こどもの国、砂の美術館、鳥取砂丘ジオパークセンター、県立博物館、わらべ館、因幡万葉歴史館、氷ノ山自然ふれあい館「響きの森」、あおや和紙工房、さじアストロパーク
中部地区	自然資源	船上山、東郷湖、今滝、不動滝、小鹿溪、打吹公園
	歴史的資源	三徳山三佛寺、投入堂、極楽寺、倉吉白壁土蔵群
	温泉地	はわい温泉、三朝温泉、関金温泉、東郷温泉
	観光等施設	鳥取二十世紀梨記念館、中国庭園燕趙園、青山剛昌ふるさと館、潮風の丘とまり、ゆアシス東郷龍鳳閣、お台場公園
	自然資源	大山隠岐国立公園（大山、船上山など）、石霞溪、滝山公園

西部地区	歴史的資源	むきばんだ史跡公園、金持神社、大山寺、名和神社、
	温泉地	皆生温泉
	観光等施設	とっとり花回廊、水木しげる記念館、水木しげるロード、海とくらしの史料館、夢みなとタワー、植田正治写真美術館、大山自然歴史館、大山ペンション村

なお、山陰海岸国立公園や白兔海岸などは、平成22年10月に世界ジオパークネットワークに加盟認定された、「山陰海岸ジオパーク」のエリアである。「山陰海岸ジオパーク」の詳細については、「第3章 監査の結果」の「第1 観光政策課」においてふれることとする。

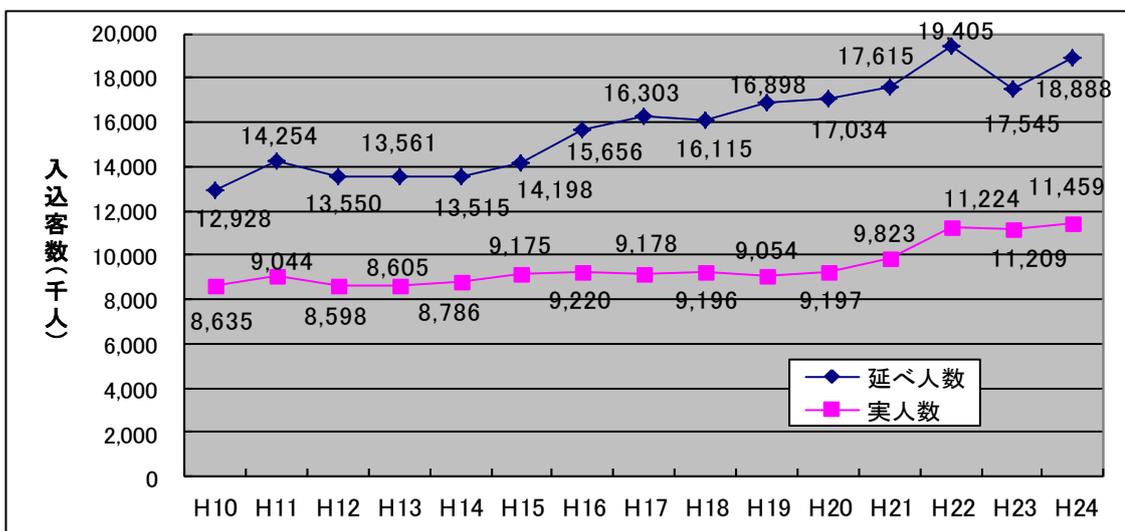
(2) 鳥取県の観光の現状

鳥取県では、毎年度「観光客入込動態調査」を行い、例年翌年度の7月頃に公表している。当該調査は、対象期間は暦年であり平成24年分の対象期間は平成24年1月1日から同24年12月31日で平成25年7月に公表している。調査方法は、各市町村から報告があった各観光地点198カ所の入込客数を集計して観光入込客数延べ人数を算出し、その人数に一定の算式により算出した平均訪問観光地点数で除して、県外・県内別の入込客数を算出している。

調査結果によると、平成24年中の観光入込客数は、実人数11,459千人（延べ人数18,888千人）であり、前年と比較して実人数推計で約250千人（2.2パーセント）増加したとしている。また、実人数の入込客数は、過去最高を記録したとしている。国際まんが博関連イベントについて公表された同イベントの来訪者数約3,200千人に対して、鳥取県全体の入込客数の約250千人増加という結果に関して、県観光政策課は、「東日本大震災の影響で平成23年は西日本に集中した観光客が平成24年は全国の観光地に拡散した。むしろ国際まんが博のおかげで下げ止まった。（日本海新聞平成25年7月27日朝刊より抜粋）」としている。

以下、観光入込状況などについて各種の表及びグラフを示すが、全て「平成24年観光客入込動態調査結果」からの抜粋によるものである。

直近15年の観光入込客数推移



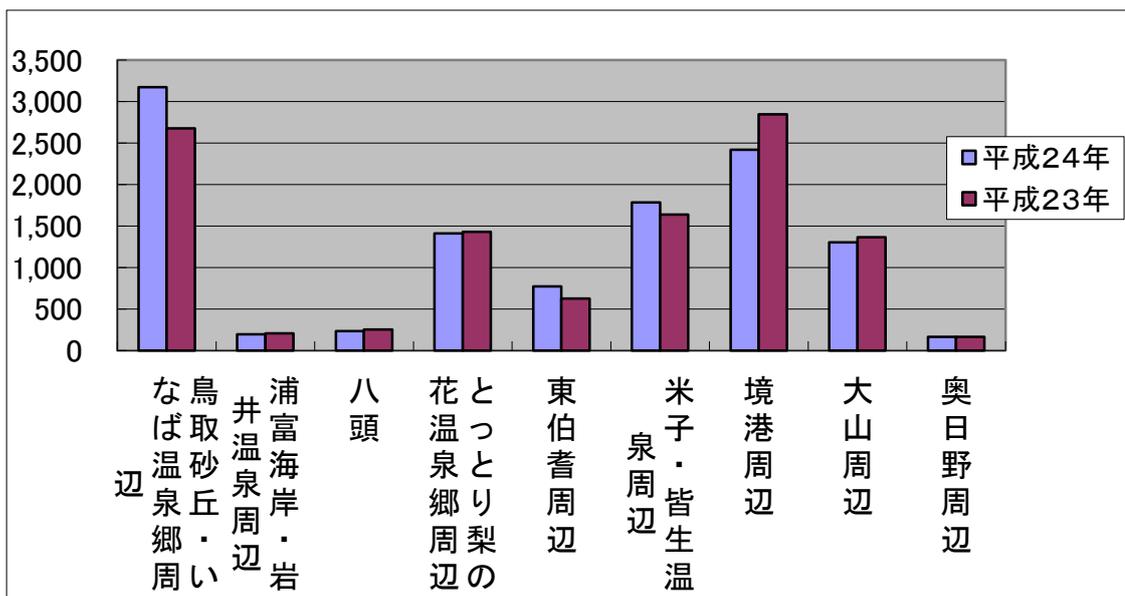
県外県内別観光入込客数（実人数）

(単位：千人、パーセント)

区分	観光入込客数		対前年比		平成24年 構成比
	平成24年	平成23年	増減数	率	
県外観光客	7,962	6,879	1,083	115.7	69.5
県内観光客	3,497	4,330	▲833	80.8	30.5
合計	11,459	11,209	250	102.2	100.0

地域別観光入込客数（実人数）

（単位：千人）



（単位：千人、パーセント）

広域エリア名	観光入込客数		対前年比	
	平成24年	平成23年	増減数	率
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺	3,173	2,677	496	118.5
浦富海岸・岩井温泉周辺	195	209	▲ 14	93.3
八頭	235	252	▲ 17	93.3
とっとり梨の花温泉郷周辺	1,411	1,429	▲ 18	98.7
東伯耆周辺	774	628	146	123.2
米子・皆生温泉周辺	1,786	1,639	147	109.0
境港周辺	2,418	2,846	▲ 428	85.0
大山周辺	1,304	1,365	▲ 61	95.5
奥日野周辺	163	164	▲ 1	99.4
合計	11,459	11,209	250	102.2

付表 地域エリア構成市町村一覧

広域エリア名	構成市町村
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺	鳥取市（河原町、用瀬町、佐治町、福部町の一部を除く）
浦富海岸・岩井温泉周辺	岩美町、鳥取市（福部町の一部）
八頭	鳥取市（河原町、用瀬町、佐治町）、八頭町、若桜町、智頭町
とっとり梨の花温泉郷周辺	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町（旧北条町）
東伯耆周辺	北栄町（旧大栄町）、琴浦町、大山町（旧中山町）
米子・皆生温泉周辺	米子市（淀江町の一部を除く）、日吉津村
境港周辺	境港市
大山周辺	南部町、伯耆町、米子市（淀江町の一部）、大山町（旧中山町を除く）、江府町
奥日野周辺	日南町、日野町

月別宿泊客数（実人数）

（単位：千人）

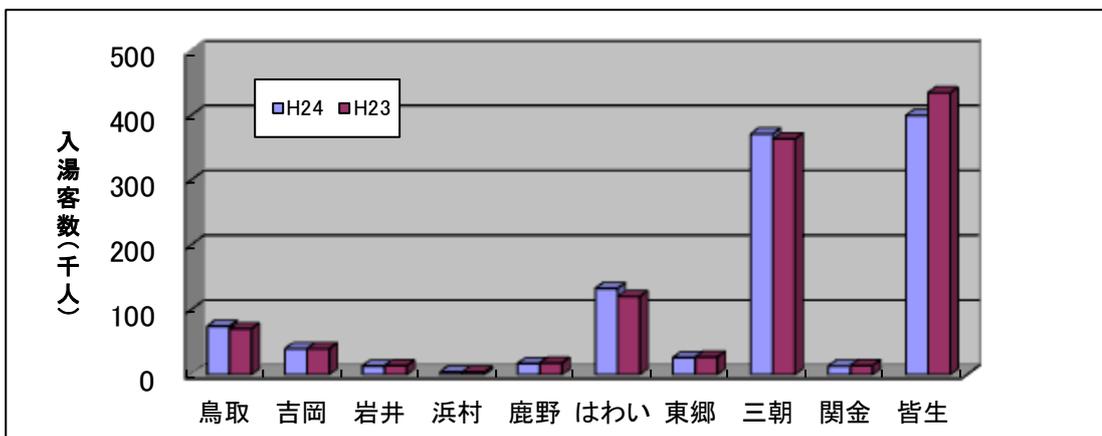
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成24年	167	164	195	163	196	157	204	307	200	194	217	181	2,345
平成23年	165	187	188	189	226	192	228	317	210	241	251	195	2,589
増減数	2	▲23	7	▲26	▲30	▲35	▲24	▲10	▲10	▲47	▲34	▲14	▲244
率	101.2	87.7	103.7	86.2	86.7	81.8	89.5	96.8	95.2	80.5	86.5	92.8	90.6

地域別の観光入込客数をみると、「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」は、「砂の美術館」の屋内展示の本格化などによる効果と思われるが、前年対比で496千人増と大幅に増加している。一方、水木しげるロードなどのゲゲゲの鬼太郎関連の施設を有する「境港周辺」では、前年対比428千人減と大幅に減少している。

また、宿泊客数は前年対比で244千人減少しており、滞在型の観光客が減少傾向にある表れではないかと考える。

さらに、鳥取県における重要な観光資源である温泉地の入湯客数の状況は以下のとおりである。当該数値は、各温泉地の入湯税より算出したものである。

温泉地入湯客数



（単位：人、パーセント）

温泉地名	入湯客数		対前年比		平成24年 構成比
	平成24年	平成23年	増減数	率	
鳥取温泉	75,036	71,096	3,940	105.5	6.9
吉岡温泉	39,836	39,867	▲ 31	99.9	3.6
岩井温泉	13,321	14,237	▲ 916	93.6	1.2
浜村温泉	4,293	4,277	16	100.4	0.4
鹿野温泉	17,275	18,123	▲ 848	95.3	1.6
はわい温泉	133,360	120,581	12,779	110.6	12.2
東郷温泉	26,692	27,231	▲ 539	98.0	2.4
三朝温泉	371,601	363,987	7,614	102.1	34.0
関金温泉	13,194	14,406	▲ 1,212	91.6	1.2
皆生温泉	399,927	435,073	▲ 35,146	91.9	36.5
合計	1,094,535	1,108,878	▲ 14,343	98.7	100

はわい温泉などは増加しているが、皆生温泉の大幅な減少などにより合計では14,343人減少している。近年、入湯客数は連年減少傾向にあり、旅館の廃業や営業譲渡など出てきている。また、入込客数が約250千人増加している一方で、入湯客数が減少していることから、温泉地離れの傾向にあること

がうかがえる。

(3) ようこそようこそ鳥取県観光振興条例及び取組指針の制定

鳥取県では、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を通じて郷土に誇りと愛着を持ち、国内外からの観光客に温かな心配りで接することにより観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成していくという目標のもと、「ようこそようこそ鳥取県観光振興条例」を制定し、平成21年7月3日に公布している。

この条例では、第2条第4項において「本県の観光の振興は、観光が地域の経済において重要な役割を担っていることにかんがみ、県民、観光事業者、観光関連団体、市町村及び県の相互の連携が確保されるよう推進しなければならない。」としたうえで、さらに第3条から第7条にかけて、県民、観光事業者、観光関連団体、市町村及び県の役割を示しており、県全体をあげて観光振興を推し進めていくことを制定している。

また、条例の制定を踏まえて平成22年5月に「ようこそようこそ鳥取県運動取組指針」を策定し、観光に関する取組の方向性を示している。具体的な取組に当たっては、当条例及び指針をベースとしつつ、毎年度の予算編成過程で観光の政策課題を抽出し、各種の取組を展開している。

2 観光政策における課題

ようこそようこそ鳥取県運動取組指針の「第2章 本県の観光に関する現状・課題」において、以下の9項目が課題として掲げられている。

(1) 地域観光資源の認知と承継

ア 本県の歴史や文化に対する理解を深め、地域の魅力を自らの誇りとして県外の人に自慢できるようになっていくことが観光振興の第一歩である。

イ 観光に関する地域間競争が激化する中、観光ニーズを敏感に捉え、こうした観光資源を活用しながら、地域の生活や伝統に根ざした食文化や街並み、産業などの特性を活かした地域ならではの観光魅力づくりを推進していく必要がある。

(2) 地域資源の磨き上げと新たな形態の観光の普及促進

ア 団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化や観光客のニーズも体験型や本物指向へと変化してきており、二次交通の整備などの受入体制の整備や魅力づくり、情報の発信方法などについてもこうした変化に対応していく必要がある。

イ 観光ニーズが変化する中、全国の多くの温泉地の例に漏れず、県内の温泉地においても、入湯客数は減少傾向が続いている。観光ニーズに対応し、温泉地の新たな魅力づくりを行っていく必要がある。

(3) 各種会議、展示会、スポーツ競技会その他行事の県内開催誘致

ア 各種会議、展示会、スポーツ競技会などの本県での開催を増やしていくため、会議等の主催者が必要とする情報やサービスを円滑に提供するなど受入体制を充実させていくとともに、誘致活動を積極的に展開していく必要がある。

(4) 全ての人々が安心して快適な観光を楽しめる環境の整備

ア 子ども、高齢者、障がい者や外国人など様々な方が旅行を楽しむことができるようになった時代に対応し、全ての人々が安心して快適に観光を楽しめるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーなどの環境を整備していく必要がある。

イ 特に、観光ニーズが成熟化している中、観光客が期待している快適さのレベルも上がっており、観光施設の美化、衛生管理、観光客の安全確保など基本的な受入体制の整備を着実にやっていく必要がある。

(5) 観光客に対するもてなしの向上

ア 鳥取県をこれまで以上に多くの人々が来訪する観光地としていくためには、熱心な鳥取県ファンとして何度も来訪いただくリピーター（固定客）を増やしていく必要がある。

イ 観光施設で働く方のもてなしに関する知識や能力の向上を図るとともに、地域全体のもてなしの向上を図っていく必要がある。

(6) 観光情報の戦略的な発信

ア 情報入手手段が多様化する中、旅行会社を通じた誘客活動と並行して、ターゲットに応じたきめ細やかな情報発信を推進していく必要がある。

イ また、本県の知名度は決して高いとは言えず、魅力づくりの取組と並行し、地道に情報発信の取組を推進していく必要がある。

(7) 外国人誘客の促進

ア 不況の影響や近い将来の国内の人口減少などにより、国内の旅行市場に大きな伸びが期待できない中、外国人観光客の誘客に努めていく必要がある。

イ 本県の外国人観光客の受入体制は未だ十分とは言えない。受入体制の整備を図るとともに、戦略的な誘致宣伝活動を推進していく必要がある。

(8) 観光に関する人材の育成・資質の向上

ア 地域ならではの観光魅力づくりが求められている中、地域の核となって地域ならではの観光魅力を掘り起こし、創造していく人材が求められている。また、こうした地域の魅力を実際に観光客に伝えていく人材も必要である。

イ 地域で観光を担っていく人材の育成とともに、地域での観光振興を担う組織体制の整備も必要となっている。

(9) 観光客の周遊性・滞在性を高めるための広域連携の推進

ア 県内地域間の連携や近隣府県との連携も行いながら、長時間の滞在が楽しめる魅力づくりに努める必要がある。

3 観光ビジョン（計画、施策）

上記の課題をうけて、ようこそようこそ鳥取県運動取組指針の「第 4 章 具体的な取組」において、観光ビジョンについて以下のように掲げられている。

(1) 地域観光資源の認知と承継

観光振興を図るには、地域への愛着と誇りをもち、地域の魅力を高めるための地域全体の主体的な取組が求められている。地域の自然、歴史、文化等を再認識するとともに、次世代に継承していくための取組を推進していく。

（具体的な取組）

- ・観光地の維持、保全活動の推進
- ・伝統文化、行事の承継 など

(2) 観光資源の磨き上げと新たな形態の観光の普及促進

観光ニーズが成熟化し、その地域ならではの魅力が求められている中、地域のやる気を促進し、観光資源を磨き上げ、地域の生活、文化、歴史などに触れる体験型の観光メニューづくりを推進していく。また、自然や農林水産業の体験活動を目的とする観光、産業施設を見学する観光など従来なかった観光資源にも注目が集まっており、こうした新しい観光ニーズに対応した観光メニューづくりにも着実に取り組んでいく。

（具体的な取組）

- ・地域のやる気を促進する啓発活動、顕彰事業の推進
- ・観光ニーズに対応した観光メニューづくりに対する支援体制の充実 など

(3) 各種会議、展示会、スポーツ競技会その他行事の県内開催誘致

本県においては、公益財団法人とっとりコンベンションビューローが中心となり、各種会議、展示会、スポーツ競技会等の誘致を進めてきているところである。今後、より積極的な誘致を促進するため、関係機関、県民等が連携し、受入体制の充実や誘致活動を積極的に展開していく。

（具体的な取組）

- ・誘致活動の積極的展開
- ・受入、支援体制の充実

(4) 全ての人々が安心して快適な観光を楽しめる環境の整備

旅行形態の変化、観光客のニーズの多様化に対応し、子ども、高齢者、外国人、障がい者など全ての人々が安心して快適な観光を楽しめる環境の整備を推進していくとともに、滞在型の旅行の推進や外国人旅行者の受入を促進するため、泊食分離を行う宿泊施設など多様なサービスを提供できる受入体制の整備を推進していく。また、個人客等の県内移動の利便性を向上させるため、幹線交通網からの二次交通の整備などの取組を推進していく。

(具体的な取組)

- ・ 分かりやすい案内標識や段差のない歩道の整備など障がい者や高齢者、外国人旅行者などが快適で安全に旅行できる観光施設等の環境整備の推進（観光施設のバリアフリー化の推進、衛生管理の徹底など）
- ・ 幹線交通網から観光地までの二次交通の整備の推進など

(5) 観光客に対するもてなしの向上

観光客の満足度を高めていくため、観光事業者だけではなく、県民一人ひとりが、観光客の視点に立って、「もてなしの心」を持って、観光客をもてなしていく。特に、観光ニーズの多様化に伴い、観光客は地域の人々との交流を求めており、地域の人々の気持ちのよいもてなしは重要な魅力となる。県民等の自主的な取組を尊重しながら、地域全体でのもてなし向上の取組を推進していく。

(具体的な取組)

- ・ 観光産業従事者のスキルアップの推進
- ・ 観光地での美化運動の推進 など

(6) 観光情報の戦略的な発信

全国各地で、観光振興の取組が進められており、地域間競争が年々激化している。地域の観光資源を活用した魅力づくりを進める一方で、鳥取県の魅力を効果的に情報発信し、本県への誘客を進めていく。

また、多くの情報があふれ、情報入手手段も多様化している現在、ターゲットに応じたきめ細やかで戦略的な観光情報の発信を推進していく。

(具体的な取組)

- ・ 観光プロモーターの配置、観光素材説明会等の開催によるセールスプロモーションの強化
- ・ 観光パンフレット、観光マップ等の充実 など

(7) 外国人誘客の促進

少子高齢化の進展や不況の影響などから、国内の旅行市場の大きな伸びが期待できない中、外国人旅行者の誘客促進が求められている。国においても、ビジット・ジャパン・キャンペーンを展開し、訪日外国人の拡大を目標に掲げている。本県には国際定期航空路や国際定期貨客船が就航しており、こうした路線を活用することにより、積極的な外国人誘客の取組を推進していく。

(具体的な取組)

- ・ 多言語標示による案内標識の設置、外国語によるガイドの養成、外国人に利用しやすい宿泊施設のサービス提供など受入体制の整備の推進
- ・ 外国の旅行会社への旅行商品造成の働きかけなどの誘客活動の推進 など

(8) 観光に関する人材の育成・資質の向上

多様化した観光ニーズに対応し、観光客をお迎えする我々も変化していくことが求められている。特に、地域において観光魅力づくりを推進していくためには、地域の核となって魅力づくりを行っていく人材や、体験プログラムを案内するインストラクターやガイド等を育成するとともに、組織的な観光客の誘客・受入ができるような体制の整備を推進していく。

(具体的な取組)

- ・ 観光メニューづくりやまちづくりの専門家による支援体制の充実
- ・ 地域での研修活動等を通じたリーダーの育成 など

(9) 観光客の周遊性・滞在性を高めるための広域連携の推進

鳥取自動車道の開通や山陰自動車道の整備など高速交通網の整備が進む中、観光客の周遊範囲の拡大や日帰り観光の増加が予想される。県内への誘客や滞在時間の延長を促進するため、他県の観光地との連携や県内地域間での広域的な連携を進めていく。

(具体的な取組)

- ・ 山陰文化観光圏事業による島根県との連携の推進
- ・ 山陰海岸ジオパークの推進による京都府、兵庫県との連携の推進 など

4 観光関連の組織と担当業務

鳥取県の観光関連の担当部局は「文化観光局」であり、文化観光局は、「文化政策課」「交流推進課」「観光政策課」「国際観光推進課」の4つの課及び「まんが王国官房」に分かれている。文化観光局各課等の主な所掌事務は、以下のとおりである。

(1) 文化政策課

- ア 文化観光行政の企画及び総合調整に関すること
- イ 文化芸術の推進に関すること
- ウ 総合芸術文化祭に関すること
- エ 県民文化会館、倉吉未来中心、童謡館、コンベンションセンター及び夢みなとタワーに関すること
- オ 局の連絡調整に関すること
- カ 局の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）
- キ その他局内他課の所掌に属しないこと

(2) 交流推進課

- ア 国内交流の推進に関すること
- イ 国際交流の推進に関すること
- ウ 外国青年の招致に関すること
- エ 旅券の発給に関すること

(3) 観光政策課

- ア 観光の振興に関すること（国際観光推進課の所掌に属するものを除く。）
- イ コンベンションの振興に関すること
- ウ 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること
- エ 民工芸の振興に関すること
- オ 山陰海岸ジオパークに関すること（生活環境部緑豊かな自然課と共管）

(4) 国際観光推進課

- ア 国際観光の振興に関すること

(5) まんが王国官房

- ア まんがを使った観光その他の産業の振興及び地域の活性化に関すること

5 観光関連の財政的援助団体

県の出資団体（県の出資割合が1／4以上の団体）、公の施設の指定管理者、補助金等交付団体（補助金等を5,000万円以上交付している団体のみ記載）のうち、文化観光局が所管している団体は、以下のとおりである。

所管課	名称	区分			内容（平成24年度実績）
		出資 団体	指定 管理 者	補助 金等 交付	
文化政策課	公益財団法人鳥取県文化振興財団	○	○		出損金2,000,000,000円（出資等比率100パーセント）

					鳥取県立県民文化会館の管理運営及び文化事業の実施 委託金額235,657,000円 鳥取県立倉吉未来中心の管理運営 委託金額90,001,000円
文化政策課	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館	○	○		出損金12,000,000円(出資等比率50パーセント) 鳥取県立童謡館の管理運営及び文化事業の実施 委託金額72,676,000円
文化政策課	一般財団法人鳥取県観光事業団	○	○		出損金500,000円(出資等比率100パーセント) 夢みなとタワーの管理運営 委託金額114,600,000円
文化政策課	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー	○	○		出損金500,000,000円(出資等比率51パーセント) 米子コンベンションセンターの管理運営 委託金額93,877,000円
交流推進課	公益財団法人鳥取県国際交流財団	○			出損金500,320,000円(出資等比率79パーセント)
交流推進課	財団法人因幡街道ふるさと振興財団	○			出損金10,000,000円(出資等比率38パーセント)
観光政策課	公益社団法人鳥取県観光連盟			○	鳥取県観光連盟負担金63,403,000円
国際観光推進課	アジアナ航空株式会社山陰支店			○	米子ソウル国際定期便運行経費補助金71,474,452円

6 観光関連の予算及び決算

文化観光局の各課等の過去3年間における予算額・決算額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

課・部内局名	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
文化政策課	1,456,332	1,370,438	1,670,417	1,621,625	1,506,910	1,345,237
交流推進課	267,457	224,007	254,164	212,536	260,998	238,051
観光政策課	662,954	588,048	783,303	671,663	722,087	634,744
国際観光推進課	309,178	223,444	282,152	233,903	289,873	245,067
まんが王国官房	—	—	—	—	1,040,453	1,002,106
合計	2,695,921	2,405,937	2,990,036	2,739,727	3,820,321	3,465,205

文化政策課の予算額・決算額が他の課と比較して大きいのが、これは、上記「第1 鳥取県の観光の概要 5 観光関連の財政的援助団体」に記載している公の施設の指定管理者への施設管理運営の委託費や、それらの施設の施設整備費が計上されていることによるものである。

平成24年度からまんが王国官房の予算額・決算額が発生しているが、これは、平成23年度までは観光政策課の中に「まんが王国とっとり推進室」があったものを、国際マンガサミット鳥取大会が開催される平成24年度を「まんが王国とっとり」建国イヤーと位置付け、まんがやアニメを活用した地域振興を本格的に推進していくための体制を整備し、「まんが王国官房」として独立させたことによるものである。

第2 観光政策課

1 事業の概要

(1) 観光政策課の業務

観光政策課では、観光振興による地域経済の活性化を図るため、自然・歴史・文化などの観光資源の掘り起こし・磨き上げや、訪れる人々を温かく迎える意識の醸成など、鳥取県の観光魅力の向上を図るとともに、県外や国外からの観光客誘致に努めている。

観光政策課の各担当とその主な業務は、以下のとおりである。

ア 受入環境整備担当

- ① ようこそようこそ鳥取県観光振興条例の運用
- ② 観光客入込動態調査に関する事
- ③ 観光関係団体、交通事業者との連絡調整に関する事
- ④ とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業に関する事
- ⑤ 旅行業法等に関する事
- ⑥ 温泉地の魅力向上・活性化に関する事
- ⑦ 観光客の受入環境整備に関する事

イ 広域連携・情報発信担当

- ① マスコミを通じた国内観光客の誘致に関する事
- ② J R と連携した観光誘客の取組に関する事
- ③ 隣県と連携した広域観光振興に関する事
- ④ 三徳山の世界遺産登録運動に関する事

ウ 民芸振興官

- ① 民芸の振興に関する事

エ 山陰海岸世界ジオパーク推進室（生活環境部緑豊かな自然課と共管）

- ① 山陰海岸世界ジオパークネットワークの推進に関する事

(2) 観光政策課の事業別の予算額・決算額

平成24年度の観光政策課の事業別の予算額・決算額は、以下のとおりである。

(単位：円)

予算科目・事業名	予算額	決算額
観光費	645,903,000	572,300,829
ととりの民芸振興事業	5,717,000	4,230,351
ととりの器とグルメストリート2012開催事業	1,220,000	990,671
未来に引き継ごう！県民の歴史資産「三徳山」調査活用推進事業	3,427,000	1,521,344
岩美キッズトライアスロン支援事業	800,000	667,967
心に残る映画ロケ推進事業	1,000,000	1,000,000
温泉地魅力向上事業	13,810,000	13,810,000
広域観光連携推進事業	2,100,000	1,698,375
鳥取・岡山観光連携事業	2,000,000	2,000,000
「ディスカバーウェスト」中国五県連携観光振興事業	5,000,000	5,000,000
2012年山陰グスティネーションキャンペーン推進事業	12,500,000	12,312,325
観光情報提供事業	26,408,000	19,026,104
観光地環境整備事業	5,186,000	3,016,125
観光振興費	47,377,000	28,258,228
コンベンション誘致促進事業	44,365,000	42,900,894
(社)鳥取県観光連盟運営費	78,525,000	78,520,633
観光二次交通整備支援事業	2,263,000	1,593,150
鳥取A i R M a p 運用管理事業	4,633,000	4,632,804
山陰文化観光圏整備事業	12,254,000	9,495,874

山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業	30,666,000	24,793,810
鳥取まるごとニューツーリズム普及推進事業	8,500,000	6,668,460
実感！近くて快適！鳥取県アクセス向上PR強化事業	24,500,000	23,541,474
快適アクセス！温泉直行バス支援事業	1,500,000	1,500,000
鳥取便利活用キャンペーン事業	5,000,000	5,000,000
温泉地特別誘客キャンペーン事業	19,500,000	18,131,236
とっとり因幡グリーンツーリズム推進事業	1,648,000	1,648,000
東部地区観光資源活用事業	771,000	322,808
幸せはこぶ福（29）ロード事業	422,000	306,290
ホワイトライアスロンin湯梨浜大会開催支援事業	1,000,000	1,000,000
櫻杯争奪相撲選手権大会支援事業	500,000	439,975
鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業	5,010,000	3,489,034
鳴り石の浜プロジェクト支援事業	4,772,000	4,109,700
「まんが王国とっとり」建国推進事業から「遥かな町へ」映画化支援事業から	10,000,000	—
大山中海振興費	6,666,000	6,502,410
文化観光施設（大山スキー場）復旧支援事業	1,684,000	1,588,790
「スポーツツーリズム」先進モデル事業	12,845,000	8,893,500
日野路往来エコツーリズム推進事業	50,000	50,000
文化観光施設（木谷沢溪流遊歩道等）復旧支援事業	1,000,000	672,000
職員人件費	241,284,000	232,968,497
金融対策費	51,184,000	43,780,000
観光開発促進資金融資制度	51,184,000	43,780,000
一般管理費	25,000,000	18,663,325
国際まんが博必要経費	25,000,000	18,663,342
合計	722,087,000	634,744,154

第3 まんが王国官房

1 事業の概要

(1) 「まんが王国とっとり」建国までの経緯

鳥取県からは、水木しげる氏、青山剛昌氏など世界的に著名な漫画家が輩出されていることから、まんがを切り口として、国内外からの観光客誘致や鳥取県の認知度向上・イメージアップを図ることを目的に、まんがを題材とした取組を実施することとしたものである。

平成24年度を「まんが王国とっとり」建国イヤーと位置付け、同年度より本格的にまんがの活用による事業展開を図ったところであるが、それまでの取組の経緯は概ね以下のとおりである。

年度	時期	内容等
18	平成19年3月	映画「ゲゲゲの鬼太郎」プロモーション活動に対する支援の実施（夢みなとタワーで最速完成披露試写会を開催）
	平成19年3月	「とっとりまんが王国漫画ロケ地ガイド」（日本語版）作成
19	平成19年8月	台湾「第8回漫画博覧会」に出展
	平成19年8月	韓国「第10回富川国際漫画祝祭」に出展
	平成19年10月	東京アニメーションセンターに鳥取県PRコーナーを設置し、PRを実施
	平成20年3月	「とっとりまんが王国漫画ロケ地ガイド」（韓国語版、台湾版）作成
	平成20年5月	5月定例会において国際マンガサミットの誘致に検討について表明

20	平成20年 8 月	台湾「第 9 回漫画博覧会」に出展
	平成20年 8 月	韓国「第11回富川国際漫画祝祭」に出展
	平成20年 9 月	第 9 回国際マンガサミット京都大会を視察
21	平成21年 9 月	県議会常任委員会において、国際マンガサミットの開催を目指すことを表明
	平成21年 9 月	韓国「第12回富川国際漫画祝祭」に出展（国際マンガサミットの誘致に向けた PR も実施）
	平成21年10月	第10回国際マンガサミット台湾大会に参加
	平成21年12月	アジア MANGA サミット運営本部へ鳥取県開催案を提出
	平成22年 2 月	平成24年国際マンガサミットの国内候補地として決定
	平成22年 3 月	「まんが王国とっとり」推進協議会設立総会
22	平成22年 7 月	第 2 回「まんが王国とっとり」推進協議会
	平成22年 7 月	台湾「第11回漫画博覧会」に出展
	平成22年 9 月	「とっとりまんが王国漫画ロケ地ガイド」（英語版、ロシア版、中国版）作成
	平成22年 9 月	第11回国際マンガサミット韓国大会に参加
	平成22年 9 月	平成24年国際マンガサミットの鳥取県開催が決定
	平成22年 9 月	韓国「第13回富川国際漫画祝祭」に出展
	平成22年10月	「2012年国際マンガサミット」鳥取県開催準備会開催（東京青山）
	平成22年10月	「2012年国際マンガサミット鳥取大会」準備委員会設立総会
23	平成23年 8 月	台湾「第12回漫画博覧会」に出展
	平成23年 8 月	韓国「第14回富川国際漫画祝祭」に出展
	平成23年 9 月 から10月	京都国際マンガミュージアム及び高知県と連携し、「まんが王国展高知VS鳥取」を開催

平成23年度においては、上記のほか、まんが、アニメ関係者等で構成する「まんが王国とっとり建国推進委員会」を設置し、まんが王国の建国に向け具体的な取り組みを進めるとともに、名探偵コナンのイラストをラッピングした列車の運行や、市町村等が実施する国際マンガサミット関連イベントに対する補助制度の実施（交付額：11,688千円）などを行った。

なお、「まんが王国とっとり」の取組に関する各年度の決算額は下表のとおりである。

（単位：千円）

年度	決算額
平成18年度	3,249
平成19年度	5,077
平成20年度	5,661
平成21年度	6,939
平成22年度	15,073
平成23年度	135,813

(2) 平成24年度における「まんが王国とっとり」建国記念事業の概要

ア 事業の実施目的

国際マンガサミット鳥取大会が開催される平成24年度を「まんが王国とっとり」建国イヤーと位置づけ、①観光振興、②教育・文化振興、③産業振興・雇用創出、④効果的なコミュニケーション等の手段として、まんが・アニメの多面的な活用を進める目的で実施された。

イ 事業の実施状況

(ア) 国際まんが博

- ① 時期：平成24年 8 月 4 日から同年11月25日まで114日間
- ② 場所：県内各地
- ③ 開催イベント等

- 国際まんが博開幕式

時期：平成25年 8 月 4 日

会場：コカコーラウエストスポーツパーク県民体育館

- とっとりまんがドリームワールド

	会場	開催期間
東部	コカコーラウエスト スポーツパーク県民体育館	平成24年 8 月 4 日から同月 14日まで
中部	県立倉吉体育文化会館	平成24年 9 月 7 日から同月 23日まで
西部	どらドラパーク米子市民体育館	平成24年10月20日から同年 11月11日まで

- 谷口ジローゆかりの街を歩こう

時期：平成24年 8 月 4 日から同月14日まで

会場：鳥取市智頭街道・五臓圓ビルほか

- 名探偵コナン巨大迷路で少年探偵団を探せ

時期：平成24年 8 月 4 日から同年11月25日まで

会場：北栄町出合いの広場（旧運転免許試験場跡地）

- 名探偵コナン大泥棒トレジャーキングからの挑戦状

時期：平成24年 9 月 1 日から同月30日まで

会場：青山剛昌ふるさと館周辺広場

- ゲゲゲの鬼太郎妖怪の森

時期：平成24年 8 月 4 日から同年 9 月 2 日まで

会場：みなとさかい交流館

- 国際まんが作品展

時期：平成24年 8 月 4 日から同年11月25日まで

会場：鳥取空港国際会館

- ヒトコマまんが展

	会場	開催期間
東部	とりぎん文化会館	平成24年10月21日から同年 11月 7 日まで
中部	倉吉まちかどステーション	平成24年 9 月 1 日から同月 26日
西部	米子コンベンションセンター	平成24年 8 月12日から同月 21日まで

- 明治大学連携展 アニメが描く希望と未来

	会場	開催期間
東部	県立図書館	平成24年 8 月24日から同年 9 月23日まで
西部	県立夢みなとタワー	平成24年10月13日から同年 11月11日まで

- ガイナックスアニメ世界展 I N米子

時期：平成24年 9 月 8 日から同月17日まで

会場：米子市文化ホール

上記のほか、ゆるきゃらカップ I N 鳥取砂丘などのイベントを開催している。

(イ) 国際まんが博開催広報

- ① 国際まんが博 P R キャラバン隊による P R 活動
- ② 公式ガイドブック等による P R
- ③ マスコミを通じた P R
- ④ その他

J R 鳥取・倉吉・米子駅への案内看板設置、県境看板、Yahoo! Japan プライムディスプレイ型広告、NTT ドコモ「i コンシェル」サービス等で P R を実施。

(ウ) 市町村・民間団体の取組支援

「国際まんが博」を、将来に繋がる取組が芽生える展開とするため、民間団体・市町村が取り組むまんが・アニメを活用した催事開催や情報発信等を補助金により支援した。

補助対象事業	補助率	限度額	補助件数
まんが・アニメ活用トライアル事業	定額	10万円	52件
「まんが王国とっとり」協働推進事業	1 / 2	100万円	54件
「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業	定額	500万円	13件
拠点活用推進事業	定額	800万円	5件

(3) 国際マンガサミットの概要及び歴史

マンガサミットは、I C C (International Comic Airtist Conference (国際マンガ家大会)) により開催されるマンガに関する国際イベントで、日本、韓国、台湾などのマンガ家及び関連業界の人士が集まり著作権問題やマンガ市場問題を協議する国際シンポジウムなどが開催される。

当初は「東アジアマンガサミット」と称されていたが、1997年のソウル大会より「アジアマンガサミット」、2003年の北京大会より「世界マンガサミット」、2005年の富川(韓国)大会より「国際マンガサミット」と称され、日本、韓国、台湾、中国、香港、マレーシア、シンガポールなどのアジア各国のみならず、アメリカやフランスからの参加者もある国際シンポジウムに変遷している。

韓国政府のマンガ産業支援政策もあり2007年にI C C 本部が韓国に設置されることが決定され、現在は韓国を中心としたアジア各国を核とするマンガ産業関連のシンポジウム、及び各国マンガ家による親善交流がほぼ毎年実施されている。

アジア・マンガサミットについては、中学2年生の英語の教科書NEW HORIZON(東京書籍発行)にも取り上げられている。

2012年1月1日時点、日本代表は里中満智子氏、事務局長は千葉洋嗣氏である。

ア イベント内容

- ・原画展
- ・学術シンポジウム
- ・産業報告
- ・I C C マンガ大賞選考及び発表(第10回大会より)
- ・常任委員会会議(非公開)

イ 過去の大会

	大会名	開催時期	テーマ
第1回	東京&いわき大会	平成8年9月	マンガで創ろう明日のユートピア
第2回	ソウル大会	平成9年9月	マンガの表現の自由
第3回	台北大会	平成11年9月	21世紀マンガの国際化に対する展望
第4回	香港大会	平成12年	21世紀のマンガの展望
第5回	横浜大会	平成14年10月	マンガと著作権
第6回	北京大会	平成15年9月	21世紀のマンガと民族性

第 7 回	富川（韓国）大会	平成17年 9 月 から平成17年10月	マンガの国際親善
第 8 回	香港大会	平成19年11月	メディアを越えたデジタルコンテ ンツの発展
第 9 回	京都大会	平成20年 9 月	マンガと食
第10回	台湾大会	平成21年10月	マンガ教育の承継
第11回	韓国大会	平成22年 9 月	三国志
第12回	北京大会	平成23年10月	マンガで世界を輝かせ
第13回	鳥取大会	平成24年11月	食と海

ウ 「第13回国際マンガサミット」の開催

(ア) 開催目的

鳥取県において、国際マンガサミットを開催することにより、国内外からの来訪者に対して「まんが王国とっとり」の取組を広く周知するとともに、サミットの開催を契機として県内でのマンガ関係の取組（コンテンツビジネス、人材育成等）の推進を図る目的で開催された。

(イ) 時期

平成24年11月 7 日から同月11日まで

(ウ) 場所

米子コンベンションセンター

(4) 「まんが王国とっとり」建国 1 年目の成果と取組の方向性

まんが王国官房では、平成24年度終了時において「まんが王国とっとり」建国 1 年目の成果と今後の取組の方向性について、以下のように示している。

ア 事業の実施状況

(ア) 概況

「国際まんが博」の開催期間の来場者総数は、当初の目標（300万人）を若干超える320万人。「とっとりマンガドリームワールド」は、東部・中部・西部の合計で約22万人の来場者があり、このうち3割が県外からの来場者であった。

「国際マンガサミット鳥取大会」は約 4 万人が来場。公開アトリエやサイン会などを通じた国内の著名な漫画家との交流等を実施した。

(イ) まちおこし、観光振興

北栄町では、「国際まんが博」を契機に「コナンを生かしたまちづくり」を官民挙げて取り組もうという機運が高まり、地元関係者による実行委員会が結成された。

米子市では、「国際まんが博」の後半の平成24年11月 1 日から平成24年11月11日までの間、「米子ワンダー」と銘打ち、第二次米子事変、ネギ来祭り、えるもーるポップカルチャーフェスティバルなど、まんがやアニメを題材にした様々なイベントが開催された。

(ウ) 人材育成、教育活用

まんが教室の開催や故事成語 4 コマ漫画のコンクール、古事記を題材にしたイラストのコンテストなどが実施され、小中高生が自らまんがを描いてみる取組が県内各地で始まった。

また、県下の約半数の高校生が参加して「高校生まんが王国とっとり応援団」が結成され、漫画家を招いての似顔絵描き教室開催や、国際マンガサミット会場での作品展示などを実施した。

(エ) 産業振興、商品開発

米子市内に空店舗を再活用した「アルファービル」が完成し、まんが・イラストの制作会社が入居するとともに、アニメ制作会社の直営店や人形制作会社の誘致が実現した。

また、食の漫画家との協働により新たに描き下ろした漫画絵の包装紙を使用した駅弁が開発、販売された。

(オ) 他県との連携

高知県と「まんが王国友好通商条約」が締結され、まんがを軸とした連携企画を展開予定。また、川崎市との連携企画がなされている。

イ 今後の取組の方向性

まんが王国官房では、「まんが王国とっとり」の取組の方向性として以下の事項を掲げている。

- ・まんが拠点の拡大及び新たな拠点の整備と県内周遊の仕掛けの構築
- ・「まんが博・乙（おつ）」の実施及び定着（毎年の定例イベント化）
- ・まんがやアニメ関連産業の振興
- ・まんがやアニメの人材育成や教育活用の推進策の充実
- ・まんがやアニメを活用した効果的な情報発信

なお、まんが王国建国 2 年目にあたる平成 25 年度においては、国づくりを進めるための方策として、「まんが博・乙」と銘打って各イベント等を開催するとともに、まんがやアニメに関する知識と経験を持つ有識者の会である「元老院」を設置し、意見交換を行っている。

第 4 鳥取県観光連盟

1 観光連盟の概要

観光連盟の概要は、以下のとおりである。

(1) 観光連盟の沿革

観光連盟は、当初任意団体として発足し、昭和 36 年頃には 71 会員の団体であったとの記録が残っている。その後、平成 4 年 5 月に社団法人鳥取県観光連盟として法人設立され、平成 16 年度には観光キャンペーン実行委員会と統合された。平成 21 年度には、観光連盟見直し検討委員会が設置され、県と観光連盟との業務分担の明確化が図られた。そして、平成 25 年 4 月に公益社団法人に移行した。

(2) 設立の目的

定款に記載されている目的は、次のとおりである。

(目的)

第 3 条 この法人は、鳥取県内における観光事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化を図り、併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって国民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

定款に記載されている事業は、次のとおりである。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鳥取県内の観光振興に関する事業
- (2) 観光情報の発信に関する事業
- (3) 物品販売に関する事業
- (4) 会員と連携協力して行う観光振興に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 法人の構成員

法人の構成員は平成 25 年 5 月現在で 173 会員であり、次のとおりである。

第一種会員	公共団体（20 会員）
第二種会員	主要観光地を単位とする観光協会、旅館組合及び観光との関係のある文化、産業、運輸その他の各種団体（53 会員）
第三種会員	この法人の事業に賛同する個人、団体又は観光関連事業会社等（100 会員）

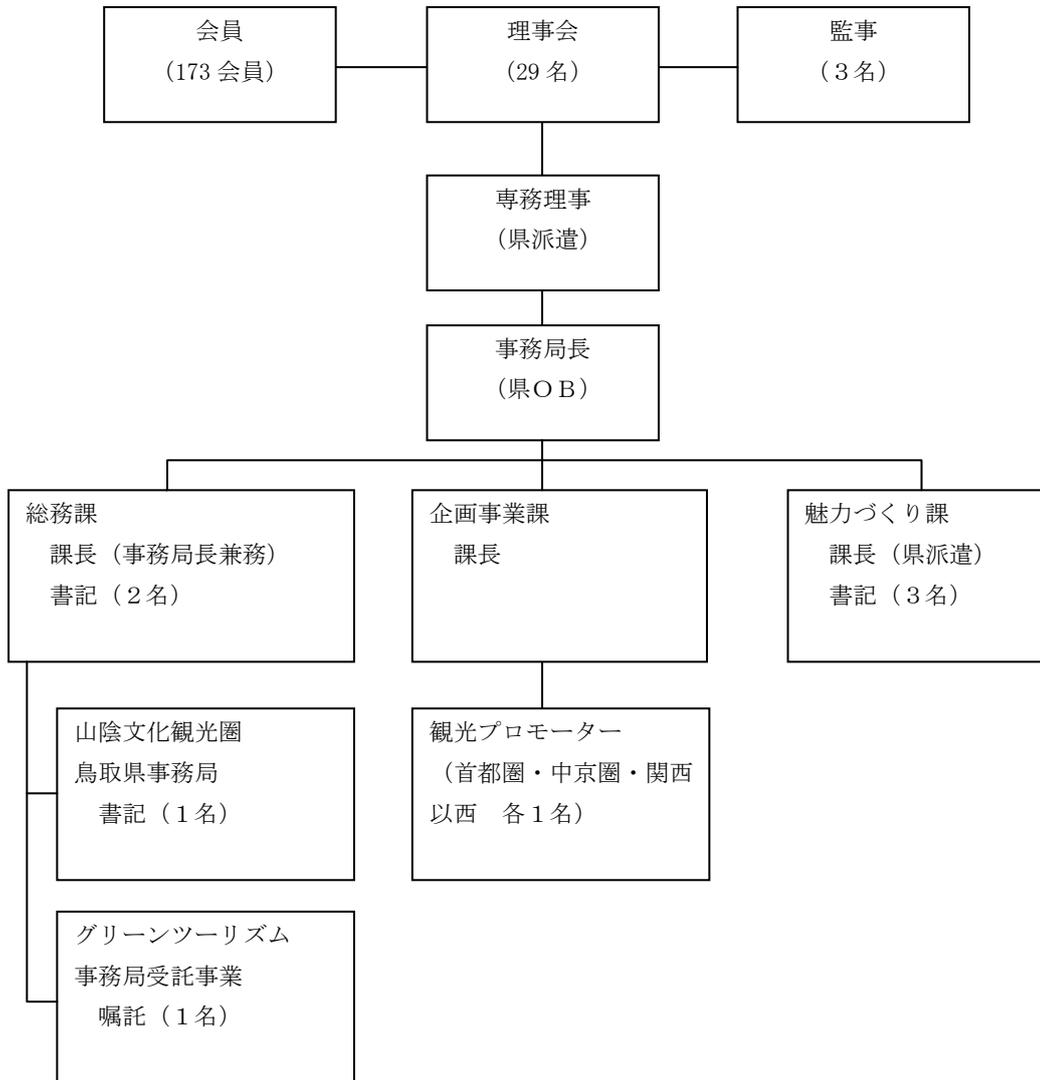
(5) 人員（平成 24 年度）

役員 32 名（うち監事 3 名）

職員 14 名

2 組織図

平成24年度の観光連盟の組織図は、以下のとおりである。



観光連盟の各課の業務は、以下のとおりである。

- 総務課
 - 予算・決算、総会等会議、観光親善大使、観光ノベルティ、山陰文化観光圏、公益法人化対応、関係団体との調整、新公益法人化業務
- 企画事業課
 - 旅行会社対策、観光プロモーター事業、教育旅行を含めた旅行商品の提案、地元人材育成
- 魅力づくり課
 - 着地型旅行商品開発、個人型商品開発、ホームページ、観光資料の整備、山陰DC・日本の旬等キャンペーンの実施、情報発信業務

3 決算概要

観光連盟の財務状況の最近3か年間の推移は、以下のとおりである。

(1) 正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
I 一般正味財産増減の部			

1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	83,842,000	87,927,000	90,102,000
事業収益	1,812,072	3,665,685	2,106,984
受取補助金等	55,862,350	55,918,614	61,834,845
雑収益	13,508	1,032,365	2,083,464
経常収益計	141,529,930	148,543,664	156,127,293
(2) 経常費用			
事業費	112,426,284	121,682,969	145,320,990
管理費	18,856,767	19,058,908	23,466,522
経常費用計	131,283,051	140,741,877	168,787,512
当期経常増減額	10,246,879	7,801,787	△12,660,219
当期一般正味財産増減額	10,246,879	7,801,787	△12,660,219
一般正味財産期首残高	23,551,435	33,798,314	41,600,101
一般正味財産期末残高	33,798,314	41,600,101	28,939,882
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	—	—	5,000,000
一般正味財産への振替額	—	—	△5,000,000
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	—	—	—
指定正味財産期末残高	—	—	—
III 正味財産期末残高	33,798,314	41,600,101	28,939,882

(2) 貸借対照表

(単位：円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	42,397,266	55,338,180	16,928,567
未収会費	557,000	318,000	220,000
未収金	3,909,871	2,681,153	22,261,103
仮払金	20,000	14,825	420,124
商品	—	282,536	1,303,030
流動資産合計	46,884,137	58,634,694	41,132,824
資産合計	46,884,137	58,634,694	41,132,824
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,799,125	15,171,411	11,039,422
前受金	48,000	—	—
預り金	1,238,698	1,863,182	1,153,520
負債合計	13,085,823	17,034,593	12,192,942
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	—	—	—
2. 一般正味財産	33,798,314	41,600,101	28,939,882
正味財産合計	33,798,314	41,600,101	28,939,882

負債及び正味財産合計	46,884,137	58,634,694	41,132,824
------------	------------	------------	------------

4 県との関係

平成21年度に、県は観光連盟の役割、運営費負担のあり方について、見直し検討委員会を設け、それぞれの実施業務の見直しを行っている。見直し後の観光連盟と県の実施業務は、以下のとおりである。

観光連盟の実施業務	県の実施業務
<ul style="list-style-type: none"> ・機動的な対応が必要な業務 ・民間事業者等との連携が必要な業務 ・旅行会社に対するプロモーション活動 ・観光客等と直接的対応を行う業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光に関するインフラの整備 ・他の行政機関との連携が必要な業務 ・県の信用力が有効な業務 ・観光振興に資する取組に対する支援

また、上記の見直しに基づいて、機動的な対応が必要な業務、民間事業者等との連携が必要な業務などを段階的に県から観光連盟に移管しており、移管の状況は、以下のとおりである。

年度	移管状況
平成22年度	もてなし醸成に向けた地域と連携した研修会の開催
平成23年度 平成24年度	旅行者向け観光資料（パンフレット等）の整備業務
平成26年度以降 (予定)	国際観光業務、マスコミ対策

上記のとおり、観光連盟と県との実施業務の見直しが行われ、県から観光連盟に業務が移管された結果、平成24年度の受取会費と受取補助金等の内訳は、以下のとおりとなっている。

区分	鳥取県	鳥取県以外	合計
受取会費	63,403,000円 (70.4パーセント)	26,699,000円 (29.6パーセント)	90,102,000円 (100.0パーセント)
受取補助金等	59,261,810円 (95.8パーセント)	2,573,035円 (4.2パーセント)	61,834,845円 (100.0パーセント)

観光連盟は、受取会費の約70パーセントを県から受領しており、県は、観光連盟に対して会員として参画し、民間からの知恵や創造性を活かした観光振興活動を支援している。また、民間の会員が景気低迷で疲弊する中、観光連盟に対して、県が補助金等を交付することにより、観光連盟が誘客を促進する効果的な事業を実施することで、観光関係者に活力を与えるとともに、地域経済の振興を図っている。

5 観光連盟の実施事業

平成24年度の実施事業に関する事業費の内訳は、以下のとおりである。

なお、県から委託金や補助金の交付を受けて実施している事業に関しては、事業名の後ろに【県受託】又は【県補助】と記載している。

区分	事業名	金額(円)
地域受け地づくり対策 推進事業	着地型旅行商品・旅行相談情報発信事業【県受託】	14,234,090
	山陰文化観光圏事務局運営事業【県受託】	4,417,375
	観光人材力強化向上事業	278,325
	教育旅行誘致促進体制整備事業【県受託】	1,668,793
	観光事業優良従業員表彰	51,065
	グリーンツーリズム推進事業	2,123,880
	計	22,773,528
観光客誘致対策旅行商	AGT招致事業	2,111,421
	観光素材説明事業	2,544,425
	ジオツアー造成推進事業【県受託】	2,908,509
	観光プロモーター活動事業	25,421,320

品強化事業	「国際まんが博」観光客誘致促進事業【県受託】	12,317,500
	とっとり「受注型企画旅行」旅行商品造成支援事業【県補助】	4,710,000
	計	50,013,175
観光客誘客キャンペーン事業	ようこそようこそ鳥取誘客キャンペーン事業	4,885,137
	「まんが王国とっとり」建国記念 国際まんが博誘客キャンペーン事業【県受託】	6,287,270
	旅行会社キャンペーン協賛モニターツアー支援事業	2,860,100
	2012年山陰デスティネーションキャンペーン推進事業	27,500,000
	J Rとの観光キャンペーン事業	2,000,000
	鳥取県観光情報発信・誘客展開事業	1,680,400
	計	45,212,907
情報発信・宣伝事業	インターネット対策事業【県受託】	18,211,461
	観光情報収集・発信活動事業【県受託】	4,457,693
	モバイル端末サイト構築・活用事業	32,147
	観光連盟推薦みやげ品PR事業	185,115
	とっとり観光親善大使活動事業	1,289,445
	計	24,175,861
会員等との誘客連携事業	他団体との協同・連携事業	2,900,000
	地域部会設置運営・支援事業	560
	計	2,900,560
収益事業	観光PRノベルティ作成事業	244,959
合計		145,320,990

第 3 章 監査の結果

第 1 観光政策課

1 温泉地魅力向上事業

(1) 事業概要

区分	負担金	
交付目的	温泉地を核とした観光魅力の向上や情報発信の取組みを進め、誘客促進を図ることを目的として交付する。	
事業目的	重要な観光資源である温泉地の魅力向上のため、温泉地、観光施設及び市町等が連携して行う広報宣伝、催事等に対して助成する。	
事業概要	主な事業内容	
	区分	内容
	いなば温泉郷支援事業	いなば温泉郷協議会が行う情報発信、受地対策等の事業を支援する。
	とっとり梨の花温泉郷支援事業	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会が行う観光商品造成、情報発信もてなし向上等の事業を支援する。
皆生温泉支援事業	皆生温泉にぎわい創出事業実行委員会が行う滞在型健康保養プログラム事業等を支援する。	
交付先	いなば温泉郷協議会 ほか2件	

負担金額	負担金交付要綱において、「負担金の額は、対象事業に要する経費の額から、対象事業に伴う収入（本負担金、市町村負担金及びその他の協議会会員負担金を除く。）を控除した額に3分の1を乗じて得た金額以下とする。」とされており、実際の負担金額は、以下のとおりである。		
	事業名	交付先名	金額（円）
	いなば温泉郷支援事業	いなば温泉郷協議会	1,310,000
	とっとり梨の花温泉郷支援事業	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会	6,500,000
	皆生温泉にぎわい創出事業	皆生温泉にぎわい創出事業実行委員会	6,000,000

(2) 監査の結果

【いなば温泉郷支援事業】

いなば温泉郷協議会が実施する温泉地魅力向上事業の平成24年度の予算・決算の状況は、以下のとおりである。

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県負担金	1,310,000	1,310,000	—	
市町補助金	1,310,000	1,310,000	—	鳥取市、岩美町
旅館組合等負担金	1,300,000	1,300,000	—	鳥取、吉岡、岩井、浜村、鹿野の各温泉旅館組合
会費	10,000	10,000	—	
合計	3,930,000	3,930,000	—	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
広報宣伝情報発信事業費	1,480,000	2,740,930	1,260,930	
観光客滞留滞在促進事業費	1,750,000	807,700	△942,300	
意識啓発技術向上事業費	200,000	—	△200,000	
事務局費	500,000	381,370	△118,630	
合計	3,930,000	3,930,000	—	

ア 負担金の年度区分誤りについて【指摘事項】

広報宣伝情報発信事業費のうち、楽天トラベル株式会社に対して、いなば温泉郷プロモーションキャンペーン特集として、1,575,000円を支出している。この特集の掲載期間は、平成25年3月18日から2か月間となっているため、全額を平成24年度の事業費として計上するのではなく、平成24年度と平成25年度に分割して計上すべきものである。同様に、県の負担金についても、平成24年度と平成25年度に区分したうえで予算措置を講じ、適正な支出を行うようにすべきである。

イ 事業内容の検査確認について【意見】

いなば温泉郷協議会が実施する温泉地魅力向上事業の平成23年度と平成24年度の予算規模は、とも

に3,930,000円で同額である。そのため、県の負担金額も、両年度とも1,310,000円で同額となっている。2年間連続で、事業費の金額が同額になることは、通常考えられないことであるため、県は、決算内容の検査確認を厳密に実施されたい。

【とっとり梨の花温泉郷支援事業】

とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会の平成24年度の予算・決算の状況は、以下のとおりである。

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
負担金	6,500,000	6,500,000	—	鳥取県
	2,152,000	2,152,000	—	市町
	8,100,000	8,100,000	—	中部ふるさと広域連合
	3,239,500	3,239,500	—	旅館組合など
	3,000,000	—	△3,000,000	遥かな町へ映画化支援負担金
補助金	6,910,500	6,622,466	△288,034	鳥取県
雑入	329,143	615,779	286,636	
繰越金	436,857	436,857	—	
合計	30,668,000	27,666,602	△3,001,398	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
地域観光魅力創出支援・連携強化事業	15,501,500	14,664,371	△837,129	
温泉地魅力向上事業	3,955,000	3,482,500	△472,500	
情報発信事業	9,939,500	7,142,070	△2,797,430	
もてなし向上推進事業	390,000	407,092	17,092	
会議費	300,000	290,352	△9,648	
負担金	25,000	25,104	104	
事務費	557,000	1,625,751	1,068,751	
合計	30,668,000	27,637,240	△3,030,760	

収入合計27,666,602円と支出合計27,637,240円の差額29,362円は次年度に繰越。

ア 事務所移転費用について【意見】

収支決算書の支出の部に計上されている事務費のうち800,000円は、とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会の事務所移転費用である。当該支出は負担金の対象経費とされているが、負担金の交付目的などから考察すると、事務所移転費用は、温泉地の魅力向上のために行う事業の経費とは言い難いため、負担金の対象経費に含めることは不適切である。

【皆生温泉にぎわい創出事業】

皆生温泉にぎわい創出事業実行委員会が実施する皆生温泉にぎわい創出事業の平成24年度の予算・決算の状況は、以下のとおりである。

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
負担金	6,000,000	6,000,000	—	鳥取県
	6,000,000	6,000,000	—	米子市
	6,000,000	6,236,099	236,099	皆生温泉旅館組合
事業収入	1,020,000	1,020,000	—	夏休みちびっこ広場参加料
	—	411,000	411,000	ひな祭イベントチケット販売料
雑収入	—	485	485	
合計	19,020,000	19,667,584	647,584	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
広告宣伝事業の推進	5,100,000	7,156,802	2,056,802	
アニメによるイメージ戦略の構築事業	2,000,000	868,350	△1,131,650	
インバウンド対策事業の推進	2,000,000	1,407,365	△592,635	
街並み活性化事業の推進	3,700,000	3,905,738	205,738	
県外観光客誘客推進事業	1,900,000	1,707,840	△192,160	
にぎわいイベントの実施	4,300,000	4,595,240	295,240	
事務費	20,000	26,249	6,249	
合計	19,020,000	19,667,584	647,584	

ア 事業内容の検査確認について【意見】

事業収入に計上されている夏休みちびっこ広場の参加料収入は、予算額と決算額がともに1,020,000円と同額となっている。夏休みちびっこ広場の実際の参加者が当初の計画と全く同じとなることは通常考えられず、参加料収入が同額となっていることは不自然である。参加料収入の決算額を調整していることなどが懸念されるため、県は、決算内容の検査確認を厳密に実施されたい。

2 古事記1300年記念るるぶ情報版古代ロマンの旅掲載事業

(1) 事業概要

区分	負担金
交付目的	雑誌購読者の本県に対する認知度を向上させ、観光行動を促進させることができると考えられる雑誌制作を促進するとともに、雑誌内容に本県の意見を反映させるもの。
事業目的	古事記編纂1300年記念と絡めて、県内の神社などの神々ゆかりの地及びその他観光名所等を記事掲載するもの。
事業概要	古事記編纂1300年記念として、関係各県が負担して制作する「るるぶ情報版古代ロマンの旅」について支出先企業から企画提案があり、それに対して制作費用の一部についての負担金として拠出しているもの。
交付先	株式会社エス・アイ・シー
負担金額	1,050,000円

(2) 監査の結果

ア 支出金額の算定根拠について【意見】

当該負担金は、「古事記1300年記念るるぶ情報版古代ロマンの旅」の出版に当たって、鳥取県に係る部分として約20ページ相当の制作費用負担金として支出しているものであるが、見積書においては

「一式」と表示しているのみであり、金額の具体的算出根拠が不明瞭である。

今後は、支出金額の明細等を明らかにしたうえで支出を行うよう改善すべきである。

3 山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業

(1) 事業概要

○ 事業の目的

平成22年10月に世界ジオパークネットワークに加盟が認定された山陰海岸世界ジオパークについて、今後、観光面等での産業活用や、教育現場での活用に関わる事業等を山陰海岸ジオパーク推進協議会と協力して推進していく。

【用語の説明】

「山陰海岸ジオパーク」とは

山陰海岸国立公園を中心に、京都府京丹後市の経ヶ岬から鳥取市の湖山池を経て白兔海岸に至る東西110キロメートル、南北最大30キロメートルのエリアで、平成22年に世界ジオパークネットワークに登録された。約2,500万年前の日本海形成にかかわる火成岩類や地層が至る所に見られ、まさに「地形・地層の博物館」と言える。同エリアでは、日本海の海面変動や地殻変動によって形成されたリアス式海岸や砂丘をはじめとする多彩な海岸地形など、貴重な地形・地質遺産を多く確認することができる。



【山陰海岸ジオパーク推進協議会の概要】

① 目的

山陰海岸ジオパーク推進協議会は、山陰海岸がユーラシア大陸から分離し、日本列島が誕生したダイナミクスが確認できる貴重な海岸であると捉え、学術的に研究し、ともに学び、広くその存在を知らしめることを目的とする。また、地質学的、生態学的環境の資源価値を継続して高めていくとともに、これらを教育的活用やジオツーリズムの場として高度利用できる環境整備を行うなど、地域と一体となった地域活性化のための活動を行う。

② 事業

- ・ 山陰海岸における自然保護に関する事業
- ・ 山陰海岸における地質学的、生態学的調査研究に関する事業
- ・ 山陰海岸の有するジオパーク資産を利用した教育啓発および観光に関する事業
- ・ 上記事業を達成するための地域連携や情報発信等に関する事業
- ・ その他目的達成のための一切の事業

③ 構成員

行政、商工・観光団体等民間団体が加盟（37団体）

※行政は 3 府県（鳥取県、京都府、兵庫県）、3 市 3 町（鳥取市、岩美町、京丹後市、豊岡市、新温泉町、香美町）

会長：豊岡市長

副会長：2 市 3 町（鳥取市、岩美町、京丹後市、新温泉町、香美町）の首長

○ 事業の実施状況

山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業における各事業の実施状況は、以下のとおりである。

(単位：円)

事業項目	予算額	決算額
1 各種取り組みに対する支援に関する事業		
山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	7,000,000	4,865,829
2 広域観光に関する事業		
ジオパーク女子旅モニター旅行募集	2,272,000	2,002,500
隠岐ジオパークとの連携	1,100,000	193,245
旅行会社商品造成推進委託	2,500,000	2,500,000
山陰海岸ジオウオーク補助金	1,500,000	1,500,000
3 もてなしの向上に関する事業		
電動自転車管理業務委託	0	0
外国人対応職員配置	5,004,000	4,154,198
4 県内外での PR に関する事業		
列車広告等の活用、鳥取空港電照看板等	2,510,000	1,932,315
鳥取砂丘検定	600,000	600,000
フォーラム、チラシ等普及啓発経費等	3,598,000	2,464,623
5 山陰海岸ジオパーク推進協議会への負担金	4,582,000	4,581,100
合計	30,666,000	24,793,810

(2) 監査の結果

ア 電動アシスト自転車の物品出納簿への登録漏れ【指摘事項】

上記事業の実施状況に記載の「3 もてなしの向上に関する事業」において、電動アシスト自転車管理業務委託を行っており、業務委託の内容は、以下のとおりである。

区分	委託料
業務名称	山陰海岸ジオパークエリア電動アシスト自転車実証実験業務委託
委託先名	岩美町観光協会
事業内容	<p>山陰海岸ジオパークエリアの拠点施設等（浦富海岸遊覧船乗り場、渚交流館、浦富観光協会、岩美町観光協会、岩井温泉ゆかむりの湯）に電動アシスト自転車を整備し、ジオスポット（千貫松島、鴨ヶ磯、城原海岸等）へのアクセス向上を図ることにより、マイカー以外で来訪される観光客のジオツーリズムの受入態勢の整備に向けた実証実験を行う。</p> <p>実証実験を通して、利用者の実態を把握し、今後の導入に向けた検討を行う。</p> <p>※電動アシスト自転車15台は、平成22年度の当該業務委託において整備（購入）済み。</p> <p>※平成24年度の利用実績は306台（実績報告書より）。</p>
契約内容	電動アシスト自転車15台の管理（予約、貸出し、修繕、定期点検、緊急時の対応等も含む）に関する全ての業務を委託
委託期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
委託金額	無償

(委託業務により生じた利用料収入を管理費(修繕料、盗難保険、定期点検等)に充当する。なお、利用料収入の額が管理費の額を超えた場合は委託先の収入とし、管理費の額が不足する場合は委託先の負担とする。)

電動アシスト自転車 15 台は、平成 22 年度の当該委託契約において 1 台あたり 84,000 円で購入したものであり、県所有の備品である。そのため、鳥取県物品事務取扱規則に則って、当該電動アシスト自転車を県の物品管理システムの物品出納簿に登録しなければならないが、監査において、その登録状況を確認したところ、物品出納簿への登録が行われていなかった。

購入時に物品出納簿への登録が行われなかったのは、委託契約で備品等の資産を取得することが稀であったことから、購入時において物品出納簿への登録を失念したためである。物品出納簿への登録を失念すると、県の所有する資産としての管理が行われなくなることとなるため、今後は、物品出納簿への登録漏れが生じないように注意する必要がある。また、当該物品が適切に管理されていることを確認するために、物品の管理状況を委託先に報告させるべきである。報告させる際には、物品の現物確認の結果についても、あわせて報告を受けることが必要である。

イ 山陰海岸ジオパーク推進協議会への負担金の見直しについて【意見】

上記事業の実施状況に記載の「5 山陰海岸ジオパーク推進協議会への負担金」の決算額 4,581,100 円は、下記の負担金算定方法に基づいて決定されている。

【負担金の算定方法】

- ① 協議会事業費(歳出総額から会費収入、補助金等を控除した額)の 1/2 を市町全体で負担
- ② ①で求められた額を、均等割30パーセント、人口割20パーセント、延長割30パーセント、面積割20パーセントで計算し、各市町(3市3町)に配分。
- ③ 3府県は府県内市町負担金合計額を負担(県は県内市町の負担額合計と同額を負担)

なお、上記②の人口割、延長割、面積割に使用されている数値は、以下のとおりである。

市町名	人口割 (20パーセント)		延長割 (30パーセント)		面積割 (20パーセント)	
	人口(人)	構成比(パーセント)	距離(キロメートル)	構成比(パーセント)	面積(km ²)	構成比(パーセント)
鳥取市	201,740	49.71	7	9.34	253.94	11.62
岩美町	13,270	3.27	10	13.33	122.38	5.60
京丹後市	62,723	15.45	13	17.33	501.84	22.96
豊岡市	89,208	21.98	12	16.00	697.66	31.91
新温泉町	17,467	4.31	14	18.67	241.00	11.03
香美町	21,439	5.28	19	25.33	369.08	16.88
計	405,847	100.00	75	100.00	2,185.90	100.00

(注)人口割の人口は平成17年の国勢調査の人口、延長割の距離は山陰海岸国立公園内の延長距離、面積割の面積は各市町の面積(鳥取市については、一部ジオパーク対象外の地域があるためその部分は除外)をそれぞれ使用している。

以上より、鳥取県は、鳥取市の負担額 2,980,700 円と岩美町の負担額 1,600,400 円の合計 4,581,100 円を負担している。

人口割の人口については、平成 19 年に山陰ジオパーク推進協議会が設立されて以来、平成 17 年の国勢調査の人口を引き続き使用しており、平成 24 年度まで見直しが行われていない。負担金の金額を正確に算定するためにも、関係市町の人口の変動に基づいて、人口割に使用する人口も定期的に見直し、見直し後の人口に基づいて、人口割の負担金の金額を算定する必要がある。

4 平成 24 年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務委託

(1) 事業概要

区分	委託料
----	-----

委託先名	株式会社山陰放送
事業内容	平成 24 年度は鳥取自動車道が開通し、さらに「国際まんが博」が開催されることから、この契機に鳥取県の観光スポットの魅力、及び鳥取県のアクセスを積極的に情報発信し、効果的な観光客誘致につなげることを目的として、放送番組のパブリシティ枠の買付などを実施した。
契約内容	(1) 中四国テレビ番組でのパブリシティ業務 (2) 関西テレビ番組での露出 等 (3) 効果測定 (記事掲載、番組放映の実績についての効果測定を行うこと) (4) BSS ホームページでの「国際まんが博」バナー展開
契約方法	プロポーザル方式契約 本業務の委託先を決定するため、最も効果的と思われる広告選定等についてプロポーザルによる企画案の審査を実施した結果、最もすぐれていたため。 なお、業務内容の一部の変更のため平成 25 年 3 月 28 日に変更契約を締結している。委託契約金額の変更はない。
委託期間	平成 24 年 7 月 13 日 (契約締結日) から平成 25 年 3 月 31 日まで
委託金額	10,500,000 円

(2) 監査の結果

ア 委託業務の実態と関係書類との不整合について【指摘事項】

当該委託業務の契約期間の終期は平成 25 年 3 月 31 日であるが、実際には委託業務の全部が完了したのは、委託内容の一部である CS 放送の CM 放映が全て完了した平成 25 年 4 月 30 日であったことが当該 CM に係る放送通知書より判明した。しかし委託先からは、実施期間が「平成 24 年 7 月 13 日 (金) から平成 25 年 3 月 31 日 (日)」とされた実施報告書が平成 25 年 4 月 30 日に提出されており、それを受けて、観光政策課において業務完了年月日が平成 25 年 3 月 31 日とした委託業務完了検査調書を作成している。つまり、業務が全て完了したのは翌年度である平成 25 年 4 月 30 日であるにもかかわらず、書類上においては平成 25 年 3 月 31 日に全業務が完了したこととなっている状態であった。

これは業務の実態と、関係書類との間に齟齬が生じている状況であり、このように実態と異なる書類作成を行うことは問題である。今後は、このような事態が生じないように、課内でのチェック体制の強化などの対策を講じるべきである。

イ 委託業務内容の不履行について【指摘事項】

当該委託業務に関しては、上記の「ア 委託業務の実態と関係書類との不整合について」のとおり、委託業務の全てが完了したのは平成 25 年 4 月 30 日である。業務委託契約における仕様書の「5 留意事項」において以下のように規定されている。

仕様書

5 留意事項

- (4) 本業務は番組が放送され読者又は視聴者に情報が提供されることをもって契約金額を支払う対価とする。放送局等との交渉や調整の結果、掲載又は放送できなかつたり、本仕様書の内容と著しく異なつたり、その一部でも放送されなかつた場合には、全部又は一部の対価は支払わないのであらかじめ注意すること。

当該委託業務は、委託契約期間内に履行できなかつたものであることから、上記の「放送局等との交渉や調整の結果、掲載又は放送できなかつたり、本仕様書の内容と著しく異なつたり、その一部でも放送されなかつた場合」に該当する。契約期間内において業務が不履行となつた部分については、仕様書の留意事項に規定のとおり、対価の支払をすべきでなかつたにもかかわらず、委託料の全額を支出していることは問題である。今後は業務実態に沿つた、適正な処理を行うようにされたい。

5 県有地の有効活用

(1) 概要

平成 5 年頃に、砂丘観光の中核的施設として「砂丘博物館」建設の構想が浮上し、その予定地として平成 11 年 3 月に鳥取市浜坂に約 37,500 平方メートルの用地を合計金額 899,621,136 円で取得した。しか

し、後に、大規模プロジェクトなどの事業見直しの実施により平成13年に事業中止となり、以後当該用地は行政財産として管理されている状態である。現在は鳥取砂丘こどもの国の臨時駐車場として、また、砂防林の機能を保全するためという名目で土地を保有し続けている。

元砂丘博物館予定敷地位置図



元砂丘博物館予定敷地取得経緯

年月	内容
平成 3 年 4 月	鳥取砂丘こどもの国の老朽化に伴い、再整備の検討を開始
平成 7 年 2 月	鳥取県議会常任委員会（以下、「常任委員会」という。） 鳥取砂丘こどもの国の再整備（とっとりサンドパーク基本構想）の中で、砂丘観光の中核施設として砂丘博物館の整備を進めることを報告
平成 8 年 8 月	常任委員会 基本計画（コンセプト、施設構成、建設位置など）を報告
平成 9 年 10 月	常任委員会 建物規模約6,000平方メートル、工事費約50億円、展示計画などを報告

平成10年11月	常任委員会 基本計画案（パース、模型写真、展示配置計画など）を報告
平成11年 2 月	土地売買契約仮契約、借地権放棄仮契約を締結
平成11年 3 月	用地取得、借地権放棄本契約
平成11年 9 月	知事議会答弁（片山知事） 「今後の鳥取県の財政状況を見極めて、建設費を含めた事業の見直しを行う必要があるかどうか等見直し作業を進めている旨を説明し、今後は関係者を集めて、鳥取砂丘全体の活性化の方策や、砂丘博物館の位置付け、内容について意見をよく伺って検討を行っていく。」旨を説明
平成13年 3 月	知事議会答弁（片山知事） 砂丘博物館構想の中止を表明

なお、当該用地の取得費用は、平成11年 1 月から同年 2 月にかけて各権利者と契約を締結し、全て平成11年度中に支払が完了している。

(2) 監査の結果

ア 旧砂丘博物館予定敷地の有効活用について【指摘事項】

当該用地は、上記概要のとおり現状では鳥取砂丘こどもの国の臨時駐車場として利用されているのみで、鳥取砂丘こどもの国の繁忙期であるゴールデンウィークなどの限定的な期間のみに利用されているに止まっている。しかも、臨時駐車場として利用されるのは当該用地の約33パーセント程度の部分（写真のうち整地されている3区画部分）のみで、有効活用されているとは言い難い状況である。

当該用地に関しては、平成18年度の包括外部監査において「再活用案を早急に検討すべき」との指摘を受けており、また、その指摘に対する措置結果が平成20年 1 月に県より公表され、そのなかで「平成19年度中に当該土地を売却することを含めた再利用方針をまとめる。」としているが、具体的な方針は現状においても全く示されていない。

当該用地内に歌碑があるとのことで、その処理などの検討に時間を要しているとのことであり、また、砂防林があることから保安林解除が容易ではないため民間への払い下げも困難であるとのことであるが、このような広大で、かつ約9億円という多額の公金を投入した公有財産が実質的に遊休状態となっている現状を重く受け止め、現時点での問題を先送りすることなく、有効活用へ向けた検討を早急に行うべきである。

現在は、所管課である観光政策課が管理している状況であるが、このような財産は全庁的に有効活用へ向けた検討を行うことが必要であり、また、当該用地は国立公園である鳥取砂丘に隣接した土地であることから、国の施設などへの利用等の可能性も含めた議論を行うなど、広範囲に渡る議論も必要であると考えます。

第2 まんが王国官房

1 鳥取県「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクト推進補助金

(1) 事業概要

「第2章 監査対象の概要 第3 まんが王国官房」において記載のとおり、鳥取県は、水木しげる氏・青山剛昌氏・谷口ジロー氏を始め、著名な漫画家を多数輩出し、これまで「まんが王国とっとり」を掲げ、国内外での鳥取県の知名度向上や観光誘客に積極的に取り組み、平成24年を「まんが王国とっとり建国イヤー」と位置付けている。

県民参画型の「まんが王国とっとり」を推進することを目的とし、まんがを核に、そこから派生するサブカルチャーを幅広く活用して地域を盛り上げていこうとする団体・市町村等の取り組みを支援するため、当該補助金を設けた。当該補助金の概要は、以下のとおりである。

交付目的	民間団体・市町村等が取り組むまんが・アニメ等を活用した①催事開催、②情報発信、③文化・教育、④産業活動を支援し、県民参画型の「まんが王国とっとり」を推進することを目的として交付する。
------	---

補助対象者	<p>補助対象事業と事業実施主体は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="549 230 1375 521"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>事業実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まんが・アニメ活用トライアル事業</td> <td>鳥取県内に拠点をおく団体及び在住の個人</td> </tr> <tr> <td>「まんが王国とっとり」協働推進事業</td> <td>鳥取県内の市町村、県内に拠点をおく団体及び在住の個人</td> </tr> <tr> <td>「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業</td> <td>鳥取県内に拠点をおく団体及び在住の個人並びに知事が特に必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 補助対象事業について</p> <p>①まんが・アニメ活用トライアル事業 まんが・アニメを活用した試行的な事業 [対象となる事業例] まんが教室、まんが・アニメを活用した商品開発、コスプレ歩き方研修等</p> <p>②「まんが王国とっとり」協働推進事業 まんが・アニメ等のサブカルチャーを活用した取り組みで、「まんが王国とっとり」建国の趣旨にご賛同いただき、県民の方々と一体となり地域を盛り上げていただくような地域活性化又は誘客促進を図る事業 [対象となる事業例] コスプレイベント、フィギュア展等</p> <p>③「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業 まんが・アニメ等のサブカルチャーを活用した取り組みで、「国際まんが博」の盛り上げに繋がる又は「まんが王国とっとり」の将来の展開に繋がるような地域活性化及び誘客促進に資するとともに、全国発信可能な事業 [対象となる事業例] 国際まんが博開催期間（平成24年 8 月から11月）を含む常設展、常設イベント等</p> <p>※従前に行っている取り組みについては対象外であるが、対象団体等が取り組む上記要件を満たす新規又は拡充等を行う事業は対象となる。</p> <p>(2) 補助対象分野について 上記の補助対象事業の中において、まんが・アニメを活用した①イベント開催、②情報発信、③文化・教育（まんが教室等）、④産業活動（商品開発等）の4つの分野</p>	補助対象事業	事業実施主体	まんが・アニメ活用トライアル事業	鳥取県内に拠点をおく団体及び在住の個人	「まんが王国とっとり」協働推進事業	鳥取県内の市町村、県内に拠点をおく団体及び在住の個人	「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業	鳥取県内に拠点をおく団体及び在住の個人並びに知事が特に必要と認める者				
	補助対象事業	事業実施主体											
まんが・アニメ活用トライアル事業	鳥取県内に拠点をおく団体及び在住の個人												
「まんが王国とっとり」協働推進事業	鳥取県内の市町村、県内に拠点をおく団体及び在住の個人												
「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業	鳥取県内に拠点をおく団体及び在住の個人並びに知事が特に必要と認める者												
補助金額	<p>補助対象事業ごとの補助率及び限度額は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="549 1503 1375 1794"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まんが・アニメ活用トライアル事業</td> <td>定額</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>「まんが王国とっとり」協働推進事業</td> <td>1 / 2</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業</td> <td>定額</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助対象経費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する上で必要な経費とする。 ・事業実施において、入場料等の収入があった場合、事業実施のため鳥取県が認める経費（補助対象経費）から収入額を控除した額に、補助率を乗じて得た額が補助額となる。 <p>[補助対象外の経費となる例]</p>	補助対象事業	補助率	限度額	まんが・アニメ活用トライアル事業	定額	10万円	「まんが王国とっとり」協働推進事業	1 / 2	100万円	「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業	定額	500万円
補助対象事業	補助率	限度額											
まんが・アニメ活用トライアル事業	定額	10万円											
「まんが王国とっとり」協働推進事業	1 / 2	100万円											
「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業	定額	500万円											

	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営に係る経常的な経費（人件費、電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区別ができない経費も含む。） ・個人給付的な経費 ・食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く） ・その他、交付対象経費として不適当と認められる経費
--	---

(2) 補助金実績

当該補助金の予算額、申請・採択状況、実績額は、以下のとおりである。

	予算		募集			実績	
	件数	金額 (円)	申請 件数	採択 件数	採択金額 (円)	件数	金額 (円)
まんが・アニメ活用 トライアル事業	100	10,000,000	82	52	5,188,763	52	5,067,984
「まんが王国とっとり」協働推進事業	50	50,000,000	87	54	39,589,102	54	37,551,875
「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業	8	40,000,000	58	13	55,132,400	13	54,795,940
合計	158	100,000,000	227	119	99,910,265	119	97,415,799

(3) 監査の結果

ア まんが・アニメ活用トライアル事業

① 事業概要

区 分	補助金
事業概要	まんが、アニメを活用した試行的な事業に対して補助金を交付するもの。
交付先	公益財団法人渡辺美術館 ほかに51件
補助金額	合計 5,067,984円

② 監査の結果

(ア) 補助金実績報告書の提出期限の遵守について【指摘事項】

当補助事業についての、補助金実績報告書の報告期限は「鳥取県『まんが王国とっとり』国家戦略プロジェクト推進補助金交付要綱」の第11条第1項1号に、「補助事業等の完了のから30日を経過する日」と定められている。しかし、補助金実績報告書の提出状況を確認したところ、期限を遅延して提出しているものが散見された。なかには、補助対象事業の完了が平成24年8月であるにもかかわらず、補助金実績報告書の提出日が平成25年5月27日であったものも見受けられた。事業完了者に対する報告書の提出状況のチェックや、未提出者への督促などの作業が十分に行われていなかったことによるものであるが、速やかに報告書の提出を受けて事業内容の精査を行う必要があることから、今後はこのようなことがないよう規定どおりに報告書の提出を受けるようなチェック体制の構築をすべきである。

また、遅延している原因としては、当補助事業の補助金の支払のほとんどは概算払いで行われることから、補助対象者は補助対象事業が完了すれば事業は全て完了したという感覚に陥ってしまい、報告書の提出を失念してしまう、もしくは放置してしまうということも考えられる。補助事業完了後に報告書の提出を受け、その後に精算払いを行う方法を取れば、報告書は速やかに提出される可能性が高くなると考えられることから、当補助事業のような補助金額が比較的少額な補助事業に関しては、精算払いとすることも検討すべきである。

イ 「まんが王国とっとり」協働推進事業

「まんが王国とっとり」協働推進事業に関しては、以下のような補助金の交付事例が見受けられた。

(ア) 補助対象経費から控除すべき収入額の誤り【指摘事項】

事業実施において入場料等の収入があった場合、補助金交付要綱では、補助対象経費から収入額を控除した額に、補助率を乗じて得た額が補助額となるとされており、まんが王国官房では、補助対象経費から控除すべき収入額として、下表のとおり収入項目を整理している。

控除すべき収入項目	控除しない収入項目
<ul style="list-style-type: none"> ・コンサート、イベントの入場料 ・商品の売上 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、市町村等の補助金 ・協賛金 ・広告料 ・まんが教室（人材育成）などの受講料 ・イベントの出店者からの負担金（コマ料など）

しかしながら、以下の補助金の交付に関しては、控除すべき収入項目とされている収入があるにもかかわらず、補助対象経費から控除していない。

【漫画『大山の奇談』】

① 事業概要

区分	補助金
事業目的	鳥取県の西部には国立公園大山と一級河川の日野川、そして中海がある。この鳥取県西部の観光の発展を目的とし、『大山の奇談』を漫画にし、発刊し、大山周辺の小学校に寄贈する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・『大山の奇談』を漫画にし、大山周辺の小学校（13校）の5・6年生に寄贈した。 ・『大山の奇談』の引き渡し式をシャトーおかだにて実施した。 ・大山町の旧大山町地区と旧名和町地区の日本海新聞に『大山の奇談』を紹介したチラシの折り込みを実施した。
交付先	（個人）
補助金額	446,000円

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	446,000	446,000	—	
自己財源	446,000	487,827	41,827	
合計	892,000	933,827	41,827	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
印刷代	450,000	420,000	△30,000	漫画印刷代、チラシ印刷代
製本代	142,000	—	△142,000	
制作料	300,000	347,500	47,500	漫画制作料など
使用料	—	151,049	151,049	記念式典会場使用料
PR経費	—	15,278	15,278	チラシ折込経費
合計	892,000	933,827	41,827	

事業報告書を開覧したところ、漫画『大山の奇談』を2,000冊発刊して、1,000冊は小学校に寄贈し、残り1,000冊は販売したと記載されていた。事業報告書に添付されている事業収支決算書では、残り1,000冊の販売収入（約80万円）の一部については、収入の部の自己財源に含まれているものと考えられ、

補助対象経費から控除されていない。支出の部の印刷代には、2,000冊分の印刷費が計上されているため、漫画の販売収入については、補助対象経費から控除し、補助金交付額を算定する必要がある。漫画の販売収入を80万円と仮定すると、133,827円が補助金の算定基準額となり、補助金交付決定額は、その2分の1の66,913円となるため、結果として、補助金が379,087円過大に交付されている。

(単位：円)

補助対象経費 a	控除すべき 収入額 b	適正な補助金交 付額 c=(a-b)×1/2	実際の補助金交 付額 d	過大交付額 d-c
933,827	800,000	66,913	446,000	379,087

【ゲゲゲの鬼太郎ゲタ飛ばし大会からまんが王国とっとり とっとりゲタ王決定戦から】

① 事業概要

区分	補助金
事業目的	元気そして楽しさのあふれるイベントを行い、市民全体、そして境港を訪れて頂いた県内外の観光客の皆様へ、鳥取・境港の素晴らしさ、そして元気を発信する。
事業概要	ゲゲゲの鬼太郎ゲタ飛ばし大会からまんが王国とっとり とっとりゲタ王決定戦からと題し、「まんが王国とっとり」建国元年特別ゲタ飛ばし大会を開催した。 実施日：平成24年9月16日 開催場所：JR境港駅 駅前広場 参加人数：一般参加者1,014名参加
交付先	社団法人境港青年会議所
補助金額	677,000円

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	677,000	677,000	—	
登録料収入	500,000	448,700	△51,300	大会参加者登録料
寄付金収入	127,000	210,000	83,000	企業協賛など
助成金収入	—	85,000	85,000	境港市補助金
募金収入	—	32,000	32,000	
自己財源	50,000	50,000	—	境港青年会議所事業費繰入
合計	1,354,000	1,502,700	148,700	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
会場設営費	250,000	268,915	18,915	
印刷製本費	300,000	276,203	△23,797	
広告料	200,000	313,500	113,500	
記念品	400,000	419,760	19,760	
保険料	14,000	15,350	1,350	
通信費	20,000	9,360	△10,640	
委託料	30,000	30,000	—	
報償費	60,000	60,000	—	
賃金	80,000	80,000	—	

企画演出費	—	26,638	26,638	
消耗品費	—	2,974	2,974	
合計	1,354,000	1,502,700	148,700	

収入の部に計上されている登録料収入は、大会参加者の大会参加料であり、補助対象経費から控除する収入項目である。そのため、補助対象経費の決算額(1,502,700円)から登録料収入の決算額(448,700円)を控除した1,054,000円が補助金の算定基準額となり、補助金交付決定額は、算定基準額の2分の1である527,000円とする必要があった。結果として、補助金が150,000円過大に交付されている。

(単位：円)

補助対象経費 a	控除すべき 収入額 b	適正な補助金交 付額 c=(a-b)×1/2	実際の補助金交 付額 d	過大交付額 d-c
1,502,700	448,700	527,000	677,000	150,000

まず、上記に記載している過大な補助金の交付については、過大交付分の補助金の返還を求めるべきである。補助金を交付する際には、補助金交付先から提出される「補助事業計画書」に記載されている実施事業内容について適切に把握し、添付されている予算書を精査し、控除すべき収入額に誤りがないかチェックし、補助金交付決定額に誤りが生じないように注意する必要がある。また、補助事業実施後に補助金交付先から提出される「補助事業報告書」に記載されている実施事業結果については、「補助事業計画書」に記載されていた事業内容と乖離がないかを把握し、添付されている決算書を精査することで、補助金の額の確定額に誤りが生じないように注意する必要がある。

(イ) 経常的な経費を補助対象経費に含めているもの【指摘事項】

補助金交付要綱では、「補助金交付団体の運営に係る経常的な経費は、補助対象経費としない。」と定められているが、以下の補助金の交付に関しては、補助金の交付団体の経常的な経費を補助対象経費としている。

【オリジナルまんがマスコットキャラクター「ニコちゃん」を活用した各種情報発信事業】

①事業概要

区分	補助金
事業目的	「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクトに同調することによって、新たなマスコットキャラクターを創作し、地域振興に寄与することを通じ、延いては水木しげるロードへの集客をも図る。
事業概要	(1) 商工会議所ニュースにマスコットキャラクターを創作し、2コマ漫画を掲載し、あわせて、同ニュースの題字も漫画チックなものに変更した。 (2) マスコットキャラクターを付した封筒・名刺の作成 (3) 境港フィッシュ大使による情報発信 (4) マスコットキャラクターのぬいぐるみを制作 (5) 海外への広報 (6) マスコットキャラクターのシールを作成
交付先	境港商工会議所
補助金額	1,000,000円

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	1,000,000	1,000,000	—	
広告料収入	1,848,000	1,680,000	△168,000	会議所ニュース広告料
自己財源	4,952,000	4,556,665	△395,335	

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
合計	7,800,000	7,236,665	△563,335	
2. 支出の部 (単位:円)				
消耗品費	180,000 200,000 150,000	217,612 219,712 36,750	37,612 19,712 △113,250	角 2 封筒 角 3 封筒 洋長 3 封筒
印刷製本費	6,050,000 110,000 100,000 289,000	5,693,366 120,000 142,380 73,500	△356,634 10,000 42,380 △215,500	会議所ニュース 2 コマまんが 役職員名刺 フィッシュ大使名刺
通信運搬費	250,250	222,920	△27,330	会議所ニュース
広告料	220,750 —	92,925 214,500	△127,825 214,500	ぬいぐるみ 新聞広告
委託料	100,000 50,000 50,000 50,000	50,000 25,000 20,000 108,000	△50,000 △25,000 △30,000 58,000	まんがデザイン料 題字デザイン料 名刺デザイン料 その他デザイン料
合計	7,800,000	7,236,665	△563,335	

支出の部には、交付先が従前から発刊している「商工会議所ニュース」の印刷製本費や通信運搬費が計上されている。これは、年11回発刊している「商工会議所ニュース」の表紙に二コマ漫画や「まんが王国とっとり」関連のイベント特集記事等を掲載していることから、「商工会議所ニュース」の印刷製本費や通信運搬費の全額を補助対象経費としているものである。しかしながら、「商工会議所ニュース」は交付先が従前から発刊しており、まんが関係以外の既存の記事も掲載されていることから、印刷製本費については、まんが関係の露出頻度に応じて補助対象経費を算出すべきである。また、通信運搬費については、従来の「商工会議所ニュース」の送料に変更が生じない経費であると考えられるため、補助対象外の経費とすべきものである。

補助対象経費としては、補助金交付要綱に記載されているように、団体の運営に係る経常的な経費は除き、まんが関連のデザイン料やぬいぐるみ制作費など、まんがやアニメに関係のある経費のみを補助対象経費とする必要がある。交付先から提出されている事業報告書では、経常的な経費が含まれており、補助対象経費の金額が明確に判別できない状況となっている。補助対象経費の金額が明らかな収支決算書の提出を求め、その収支決算書をもとに、事業内容の検査確認を行う必要がある。

(ウ) 補助対象経費から控除する収入の範囲について【意見】

当該補助金に関しては、協賛金や広告料などの収入を補助対象経費から控除する収入としていない。これは、協賛金や広告料は補助対象者の自己努力により集めた収入として取扱い、補助対象経費からこれらの収入を控除すると、その分補助金額が少なくなってしまう、協賛金や広告料を集めた努力が報われなくなってしまうとの考えによるものである。しかしながら、これらの収入を控除すると、協賛金や広告料の収入を多く集め、本来は自己努力のみで事業を実施することのできる団体に対しても、補助金を交付する結果になってしまう。補助金は本来、事業実施に際して、収入が不足する場合に、その不足分を補うために交付するものであるとも考えられるため、協賛金や広告料の収入がある場合には、それらの収入をまず事業経費に充当し、不足分を補助金で補填するべきであるとする。

補助金は県民からの税収入の公金であるという認識から、収入がある場合には、補助対象経費から全て収入を控除し、不足分に対して補助金を交付する方法への変更を検討する必要がある。

「まんが王国とっとり」協働推進事業における補助金過大交付額の一覧

(単位：円)

事業名	補助金実績額 (a)	適正な補助金額 (b)	過大交付額 (a)-(b)
漫画『大山の奇談』	446,000	66,913	379,087
ゲゲゲの鬼太郎ゲタ飛ばし大会からまんが王国とっとり とっとりゲタ王決定戦から	677,000	527,000	150,000
合計	1,123,000	593,913	529,087

ウ 「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業

「まんが王国とっとり」戦略プロジェクト事業に関しては、以下のような補助金の交付事例が見受けられた。

【代表的な「グルメまんが」漫画家プロデュースによる県産食材を活用した新たな料理（まんが王国建国記念料理）開発プロジェクト】

① 事業概要

区分	補助金																				
事業目的	「まんが王国とっとり」建国を契機として、代表的なグルメ漫画家4名のプロデュースにより、県産食材を生かした新たな料理（まんが王国建国記念料理）開発を行うことで、国際マンガサミットのテーマの一つでもある「食のみやこ鳥取県」を情報発信し、観光客の誘致と食による地域活性化を図ることを目的とする。																				
事業概要	<p>(1) 新作料理・漫画創作料理開発</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>参加人数</th> <th>場所</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月19日</td> <td>31名</td> <td>旬の旨いもんや海王</td> <td>原画発表会</td> </tr> <tr> <td>8月28日</td> <td>20名</td> <td>ペントラ・マンマ</td> <td>試作・試食会</td> </tr> <tr> <td>9月14日</td> <td>25名</td> <td>皆生グランドホテル天水</td> <td>試作・試食会</td> </tr> <tr> <td>11月7日</td> <td>27名＋一般参加者多数</td> <td>国際マンガサミット会場</td> <td>完成発表会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国際マンガサミット会場でのPR 11月7日から同月11日まで 国際マンガサミット会場 食の広場で4店舗出店</p> <p>(3) PR資材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まんが王国建国記念料理」イラスト付き食べ歩きマップ作成 8,000部 ・「まんが王国建国記念料理」会場・市内提供店用のぼり作成 50枚 ・「まんが王国建国記念料理」の情報発信として名物料理を作る会のホームページへのページ制作 	実施日	参加人数	場所	概要	7月19日	31名	旬の旨いもんや海王	原画発表会	8月28日	20名	ペントラ・マンマ	試作・試食会	9月14日	25名	皆生グランドホテル天水	試作・試食会	11月7日	27名＋一般参加者多数	国際マンガサミット会場	完成発表会
実施日	参加人数	場所	概要																		
7月19日	31名	旬の旨いもんや海王	原画発表会																		
8月28日	20名	ペントラ・マンマ	試作・試食会																		
9月14日	25名	皆生グランドホテル天水	試作・試食会																		
11月7日	27名＋一般参加者多数	国際マンガサミット会場	完成発表会																		
交付先	名物料理を作る会																				
補助金額	3,021,660円																				

② 監査の結果

(ア) 食材費の支出状況の確認について【指摘事項】

まんが王国建国記念料理を開発した7店舗分の食材費として680,000円を支出しているが、食材費の請求は、7店舗のうちの1店舗が7店舗分をまとめて行っており、残りの6店舗への食材費の支払が行われているか否か不明である。7店舗に支払うべきものを1店舗に支払っているのであれば、残りの6店舗への支払状況について確認する必要があるが、まんが王国官房はその状況を確認しておらず、支出額について十分なチェックができていないとは言えない。今後は、補助金の調査において、本来の支払先に対して支払が行われていることを確認する必要がある。

【とっとり中部まんが満喫バスツアー実施事業】

① 事業概要

区分	補助金
事業目的	まんが王国を推進し、県中部地域の活性化を図るべく、各市町・団体がまんがやアニメ、サブカルチャーに関する様々な取り組みをすすめている。 そこで、まんがにゆかりのある場所を中心に、「食」文化の体験も盛り込みながら、中部全体を周遊するバスツアーを実施することで、中部全体における「まんが王国とっとり」への推進を図る。そして、中部の観光素材を県内外及び国外へ発信し、誘客に努めることを目的とする。
事業概要	青山剛昌ふるさと館、白壁土蔵群・赤瓦、やなせたかし展（みささ美術館）などの国際まんが博を代表する施設を巡りつつ、鳥取県中部を代表する「食」である、あごカツカレーや季節のフルーツを堪能する、中部の文化・観光素材をふんだんに詰め込んだバスツアーを実施した。 実施日：平成24年7月29日から11月25日の間の日曜日等 合計20回 ツアー参加人数：262名（大人184名、小人78名）
交付先	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会
補助金額	4,711,880円

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	5,000,000	4,711,880	△288,120	
自己財源	48,750	—	△48,750	
預金利息	—	86	86	
合計	5,048,750	4,711,966	△336,784	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
広告宣伝費	1,133,150	1,088,138	△45,012	宣伝広告、ノベルティ作成費
印刷製本費	274,000	314,370	40,370	バスツアーチラシ、ポスター
使用料・賃借料	1,960,000	1,658,362	△301,638	デジタルサイネージまんが博PRコンテンツ制作業務
委託料	1,400,000	1,446,560	46,560	バスツアー運行費用
需用費	130,000	119,336	△10,664	
貸金	151,600	85,200	△66,400	
合計	5,048,750	4,711,966	△336,784	

③ 監査の結果

(ア) バスツアー参加人数について【意見】

当該事業においては、バスツアーを20回実施し、ツアー参加者は262名となっているが、1回当たりのツアー参加者は13名程度であり、参加者数が非常に少ない。

また、補助金額4,711,880円をツアー参加者1人当たりで換算すると、約18,000円の補助金が使用されていることになり、補助金の費用対効果を考えると、その効果が極めて希薄である。補助金交付先のとっとり梨の花温泉郷広域観光協議会は、バスツアー参加者が多くなるように、更なる努力をする必要があったものとする。

【エヴァンゲリオン・レーシングの活用による『まんが王国とっとり』及び地域、企業、団体等の活性化】

① 事業概要

区分	補助金																		
事業目的	<p>エヴァンゲリオン・レーシングの活用する事業の展開</p> <p>(1) 「まんが王国とっとり」「まんが博」等の事業活性化を図り、鳥取県民の利益の拡充を図る。</p> <p>(2) 「まんが王国とっとり」「まんが博」等の鳥取県推進事業の鳥取県内外への情報発信</p> <p>(3) イベント開催時の鳥取県内外の集客を図る。</p> <p>(4) 開催地域、支援企業、団体等の活性化及び経済効果の向上を図る。</p> <p>(5) 開催地付近の観光地、食等の鳥取県内外への情報発信</p>																		
事業概要	<p>(1) エヴァンゲリオン・レーシングによるステージイベント エヴァンゲリオン・レーシングによるレーシングマシン（2 輪車）の展示やステージイベント、レースクイーン撮影会など。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>参加人数</th> <th>開催場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 月 27 日</td> <td>約 500 名</td> <td>清流茶屋かわはら</td> </tr> <tr> <td>7 月 16 日</td> <td>約 800 名</td> <td>午前：イオンモール鳥取北店 午後：鳥取砂丘会館</td> </tr> <tr> <td>8 月 4 日</td> <td>約 400 名</td> <td>午前：布勢運動公園 午後：大江ノ郷自然牧場</td> </tr> <tr> <td>8 月 5 日</td> <td>約 800 名</td> <td>琴浦サービスエリア</td> </tr> <tr> <td>9 月 30 日</td> <td>台風のため中止</td> <td>大山みるくの里</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) レーシングチームとして参加した、もてぎ、鈴鹿、筑波、富士の各会場でまんが博ののぼり設置、チラシの配布を行った。</p>	実施日	参加人数	開催場所	5 月 27 日	約 500 名	清流茶屋かわはら	7 月 16 日	約 800 名	午前：イオンモール鳥取北店 午後：鳥取砂丘会館	8 月 4 日	約 400 名	午前：布勢運動公園 午後：大江ノ郷自然牧場	8 月 5 日	約 800 名	琴浦サービスエリア	9 月 30 日	台風のため中止	大山みるくの里
実施日	参加人数	開催場所																	
5 月 27 日	約 500 名	清流茶屋かわはら																	
7 月 16 日	約 800 名	午前：イオンモール鳥取北店 午後：鳥取砂丘会館																	
8 月 4 日	約 400 名	午前：布勢運動公園 午後：大江ノ郷自然牧場																	
8 月 5 日	約 800 名	琴浦サービスエリア																	
9 月 30 日	台風のため中止	大山みるくの里																	
交付先	エヴァンゲリオン・レーシング																		
補助金額	5,000,000円																		

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	5,000,000	5,000,000	—	
協賛金	2,500,000	589,962	△1,910,038	
参加料	770,000	—	△770,000	
合計	8,270,000	5,589,962	△2,680,038	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
報償費・旅費	4,324,400	3,557,632	△766,768	出演費用等
消耗品費	30,000	197,306	167,306	
広告費	1,600,000	900,000	△700,000	
手数料	20,000	—	△20,000	
保険料	120,000	17,900	△102,100	
委託料	480,000	256,250	△223,750	
賃金	400,000	180,000	△220,000	
借上自動車代	500,000	81,107	△418,893	
昼食代	120,000	98,140	△21,860	

参加者宿泊費	500,000	220,600	△279,400	
雑費（通信費）	175,600	81,027	△94,573	
合計	8,270,000	5,589,962	△2,680,038	

③ 監査の結果

(ア) 収支決算書の内容確認の明確化について【指摘事項】

収支決算書の支出の部に計上されている報償費・旅費のうち2,000,000円と広告宣伝費900,000円の合計2,900,000円は、トリックスターという団体に対して支払われている。このトリックスターの鳥取地区の担当と、補助金申請者であるエヴァンゲリオン・レーシングの責任者は同一人物であり、報償費・旅費や広告宣伝費が補助金申請者の所属する団体に支払われていることになる。

収支決算書の添付資料には、項目ごとに支払先とその金額のみが記載されているだけであるため、詳細な支出内容については不明である。支出金額が大きいものや支払先が補助金申請者の関係先である場合には、支出内容を明らかし、支出金額が適正か否か判断できるようにするため、請求書などの支出関連証憑書類を添付させ、決算内容を明確にする必要がある。

(イ) 「まんが王国とっとり」との関連性について【意見】

当該事業の内容は、エヴァンゲリオン・レーシングによるレーシングマシン（2輪車）の展示やステージイベント、レースクィーンの写真会などが主であり、レーシングチームの宣伝が中心である。イベントの開催により若い世代を中心に集客は図られているが、「国際まんが博」の盛り上げや「まんが王国とっとり」の将来の展開に繋がるような事業であったとは考えにくい。

当該補助金については、審査会による審査を経て補助金の交付先が決定されているが、審査の段階で、補助金対象事業が、「国際まんが博」の盛り上げや「まんが王国とっとり」の将来の展開に繋がるような事業であるか否かを十分に検討する必要がある。

【まんが王国とっとり建国記念、古事記編纂1300年記念 「安彦良和原画展—因幡と古事記千三百年—」】

① 事業概要

区分	補助金
事業目的	<p>安彦良和氏は「機動戦士ガンダム」のキャラクターデザインなど、多数のアニメーション作品に参加しており、幅広く知られている。一方で、近年は「古事記」や「日本書紀」を題材とした歴史ものの漫画などを多数発表しており、大人から子供まで幅広い年齢層から支持されている。</p> <p>「まんが王国とっとり」建国と古事記編纂1300年にあたる本年に、古事記関連作品をはじめとする安彦氏の作品を展示することで、「まんが王国とっとり」の機運を盛り上げるとともに、古事記ゆかりの地である鳥取の歴史や文化を、より多くの県内外の方々にPRし、郷土への愛着心や、鳥取県への関心を高めていただく。</p>
事業概要	<p>実施日：平成24年7月21日から同年9月2日</p> <p>参加人数：7,267人（展覧会6,881人、講演会164人、サイン会100人、バスツアー42人、内覧会43人、オープニングセレモニー37人）</p> <p>開催場所：因幡万葉歴史館</p> <p>展覧会入場者のうち約4割が県外の人であり、鳥取県が古事記故地として奥深い歴史を持っていることを広くPRすることができた。また、安彦氏の原画をとおして、漫画のもつ力や魅力、様々な可能性を来館者に認識していただくことができた。</p> <p>関連イベントとして、安彦氏の記念講演会や古事記故地などを巡るバスツアーなどを開催した。</p>
交付先	財団法人鳥取市文化財団
補助金額	5,000,000円

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	5,000,000	5,000,000	—	
市補助金	1,298,000	500,000	△798,000	鳥取市
助成金	150,000	150,000	—	
自己財源	484,000	1,793	△482,207	
入館料収入	510,000	468,000	△42,000	
合計	7,442,000	6,119,793	△1,322,207	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
報償費	925,000	—	△925,000	
臨時雇賃金	437,000	565,600	128,600	展示監視員
旅費交通費	321,000	157,110	△163,890	
通信運搬費	35,000	39,520	4,520	
消耗品費	370,000	53,538	△316,462	
広告宣伝費	172,000	784,590	612,590	
印刷製本費	393,000	417,690	24,690	
賃借料	3,150,000	1,550,000	△1,600,000	作品賃借料
委託費	1,582,000	2,431,800	849,800	企画アドバイザー、額装運送、 拡大パネル制作他
保険料	51,000	111,000	60,000	
支払手数料	6,000	945	△5,055	
燃料費	—	4,000	4,000	
租税公課	—	4,000	4,000	
合計	7,442,000	6,119,793	△1,322,207	

③ 監査の結果

(ア) 入館料収入の算出根拠について【指摘事項】

当該事業において、展覧会への入館料は徴収しておらず、入館料は展覧会が開催されている因幡万葉歴史館への入館料（大人500円など）に含まれている。展覧会への入館者数は6,881人であり、収支決算書の収入の部に計上されている入館料収入は468,000円となっているため、入館料の一部が収入として計上されていることはわかるが、入館料収入の算出根拠が不明瞭となっている。

入館料収入は、補助対象経費から控除する収入であるため、入館料収入の金額は、補助金の金額に影響を及ぼすものである。そのため、入館料収入の計上に当たっては、展覧会を開催することにより増加した入館者数を見積り、その入館者数に入館料単価を乗じて展覧会自体の入館料収入を算定するなどの方法により、入館料収入の計上額の算出根拠を明確にしておく必要がある。

【北原照久コレクション特別展示からときわ荘の寄せ描きカーテンと、昭和レトロから】

① 事業概要

区分	補助金
事業目的	テレビ番組「開運！なんでも鑑定団」でおなじみのブリキ玩具コレクター北原照久氏が収集したコレクションの紹介。 「まんが王国とっとり」による地域活性化のために、伝説のコレクション「トキワ

	<p>荘の寄せ描きカーテン」を展示。また、「懐かしさ」に出会うまち倉吉を盛り上げるコレクションとして、戦前・戦後の懐かしのおもちゃも展示することで、「まんが王国とっとり」を全国に発信する好機とする。</p>
事業概要	<p>実施日：平成24年9月15日から同年11月15日まで 参加者：2,837名（目標達成率：37.8パーセント） 開催場所：倉吉市白壁土蔵群エリア内特設会場 事業概要： ① 北原照久レトロおもちゃマンガ展、「トキワ荘の寄せ描きカーテン」の展示 ② 北原照久氏の講演会（平成24年10月8日）</p>
交付先	特定非営利活動法人未来
補助金額	5,000,000円

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	5,000,000	※	※	
市補助金	1,400,000	※	※	倉吉市
入場料収入	2,850,000	※	※	前売300円×4,500人 当日500円×3,000人
合計	9,250,000	※	※	

※監査の結果参照

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
展示品借入・搬入・保険	4,800,000	4,800,000	—	
展示関連費	1,100,000	1,384,425	284,425	
会場運営・借上費	400,000	338,564	△61,436	
会場アルバイトスタッフ	546,000	1,008,475	462,475	
北原氏講演会	500,000	500,000	—	
関連イベント経費	650,000	84,070	△565,930	
広告宣伝費	900,000	1,202,000	302,000	
事務局経費	354,000	74,630	△279,370	
合計	9,250,000	9,392,164	142,164	

③ 監査の結果

(ア) 収支決算書について【指摘事項】

当該事業の補助金実績報告書には、収支決算書の支出額の内訳は添付されているが、収入額の内訳は添付されていない。これは、収入額の内訳を添付しなくても、入場者数が計画よりも大幅に少なく、入場料収入の決算額が予算額より少ないことから、支出額の内訳を実績報告書に添付すれば、補助対象経費の金額がわかり、補助金の交付金額に影響はないため、収入額の内訳の添付がないまま、補助金実績報告書の受付を行っているものである。

収入額の報告が補助金の交付金額に影響を与えない場合であっても、補助金実績報告書には収支

決算書を添付することが求められており、実績報告で収入額を報告させることで、収入額を把握する必要がある。

【えるもーる ポップカルチャー フェスティバル】

① 事業概要

区分	補助金
事業目的	(1) 地元クリエイターやまんが関係者、ポップカルチャーでのまちづくり関係者との連携 (2) 市内開催事業との連携及び来街者の回遊性 来街の動機付け (3) 「まんが王国とっとり」「国際マンガサミット鳥取大会」PR
事業概要	実施日：平成24年11月1日から同月13日まで 参加人数：約4,000人 開催場所：えるもーる商店街アーケード内 事業概要： ・コスプレファッションショー 観覧者約1,000人 ・キャラクター&サインで会場を装飾 ・なつかしのアニメと玩具展&米子ロケ作品上映会 参加人数約2,600人 ・広告宣伝（ホームページ、チラシ、テレビCM）
交付先	角盤町商店街振興組合
補助金額	3,000,000円

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	3,000,000	3,000,000	—	
自己財源	500,000	507,058	7,058	
合計	3,500,000	3,507,058	7,058	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
委託料	970,000	1,005,192	35,192	コスプレファッションショー
	730,000	598,710	△131,290	キャラクターペナント&サイン
	1,200,000	1,200,000	—	なつかしのアニメと玩具展
広告料	300,000	126,000	△174,000	ホームページ
	300,000	371,976	71,976	チラシ
	—	157,500	157,500	テレビCM
役務費	—	45,370	45,370	保険、通訳、ガードマン
雑費	—	2,310	2,310	
合計	3,500,000	3,507,058	7,058	

③ 監査の結果

(ア) チラシに係る広告料収入の徴収について【意見】

当該事業において、チラシを作成し、チラシの裏面には角盤町商店街21店舗の広告及び角盤町商店街以外の広告が掲載されているが、それらの店舗からは広告料を徴していない。チラシの制作費は広告料として支出されているため、広告を掲載している店舗から広告料を徴収することの検討が望まれる。

【ケータイ・スマホDEまんが王国とっとり スタンプラリー&写真コンテスト】

① 事業概要

区分	補助金
事業目的	鳥取県内で活躍中の若手漫画家が描いたイラストを使って、携帯電話やスマートフォンから気軽に参加できる、インターネットを利用したスタンプラリーを開催することにより、国際まんが博に来訪される国内外からのお客様へ、鳥取県内の観光地及び史跡を巡回していただくことを目的とする。 また、来訪者が、鳥取県内の観光地及び史跡で、携帯電話やスマートフォンで撮影した画像を、インターネットを利用して手軽に投稿できる写真コンテストを実施することにより、お客様の参加意識を高揚させるとともに、全国へのPR効果を高め、さらなる来訪者の増加へと繋げていくことを目的とする。
事業概要	実施日：平成24年8月4日から平成25年1月31日まで 対象者・参加人数： Webサイトの閲覧者数 5,940人 Webサイトソーシャルメディア経由の訪問数 1,307回 スタンプラリーの参加者 393人 写真コンテストの応募者 78人、写真コンテストの閲覧者 5,283人
交付先	特定非営利活動法人大山中海観光推進機構
補助金額	5,000,000円

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	5,000,000	5,000,000	—	
自己財源	—	—	—	
合計	5,000,000	5,000,000	—	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
委託料	4,280,000	4,333,438	53,438	イラスト、システム構築費用など
印刷製本費	500,000	500,000	—	ポスター・チラシ
需用費	200,000	136,955	△63,045	
通信運搬費	20,000	29,607	9,607	
合計	5,000,000	5,000,000	—	

③ 監査の結果

(ア) 特定業者への支出について【意見】

当該事業に係る全ての支出は、2社に対して行われているが、2社とも補助金交付先である特定非営利活動法人大山中海観光推進機構の役員が代表取締役となっている会社である。当該会社に対して支出することは、特定非営利活動法人を利用し、当該会社が補助金を受け取っているように見え、その支出額にはお手盛りの危険性がある。

また、支出額には、補助金交付先の団体の構成員が経営する会社の利益相当額が含まれていることとなる。団体の構成員が経営する会社の利益相当額が支出額に含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。団体の構成員が経営する会社に対して支出する場合には、利益相当額を控除した原価により支出額を算定することなどの方法により、その利益相当額を排除する

仕組みづくりを行うことが望ましい。さらに、団体の構成員が経営する会社に対して支出する場合であっても、他の業者から相見積もりを採るなどの方法により、その支出金額の客観性を担保するための仕組みづくりを行うことも望まれる。

【ネギ来（らい）まつり】

① 事業概要

区分	補助金
事業目的	鳥取県西部エリアへの観光誘客及び地域振興を目的とするもの。 西部エリアの3つの魅力「まんが」「グルメ」「鉄道」を一同に介し、来場客のおもてなし（ねぎらい）を図る。
事業概要	実施日：平成24年11月3日、4日 参加人数：10,000人（2日間） 開催場所：米子駅前「だんだん広場」 事業概要：ネギ屋台村、値切り市、ネギ来ステージ、キャラ弁コンテスト、山陰鉄道博物館 等
交付先	米子市観光協会
補助金額	1,800,000円

② 事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	1,800,000	1,800,000	—	
協賛金	1,500,000	1,741,245	241,245	参加8団体より
出店料	—	40,000	40,000	米子ええもん会より
キャラ弁教室参加費	—	25,000	25,000	教室4回分
値切り売上	—	92,720	92,720	
合計	3,300,000	3,698,965	398,965	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
会場設営費	1,400,000	1,400,000	—	
アトラクション費	500,000	440,000	△60,000	
イベント運営費	500,000	440,285	△59,715	
キャラ弁教室運営費	300,000	375,560	75,560	
広報宣伝費	400,000	942,500	542,500	チラシ、新聞広告
企画推進費	100,000	100,000	—	
事務経費	100,000	620	△99,380	振込料
合計	3,300,000	3,698,965	398,965	

③ 監査の結果

(ア) 補助金額の算定について【意見】

イベント内容は、「まんが」「グルメ」「鉄道」の3本柱となっており、まんがに係る内容はイベント全体のうちキャラ弁教室のみとの考え方もできる。

今後においては、補助対象となる事業全体のうち、まんがに係る部分を抽出し、よりまんがに関

連性の深い部分のみについて補助を行うようにすることも検討すべきである。

【補助事業の事後評価の実施について】 【意見】

当該補助金については、補助対象事業を公平かつ厳正に決定するため、補助対象事業の採択において、鳥取県「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクト推進補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を実施している。審査会の審査に当たっては、下記の審査基準を設けて審査を行っている。

	項目	得点	内容	
1	地域性	5点	・地域住民の参加が期待でき、若しくは運営に参画しやすい事業であること。	
2	公益性	5点	・地域振興に即した事業であること。 ・集客性が図られる事業であること。	
3	計画の実現性	5点	・活動団体や住民が、実施体制を整え、取組みを主体的に行うとともに、熱意が感じられること。 ・事業内容、予算規模、実施体制などが実現可能なものであり、補助金が有効に活用されている事業計画であること。	
4	継続性	15点	・一過性の事業ではなく、次年度以降も事業が継続・発展していくことが期待できる事業であること。	
5	対象事業	トライアル	20点	・新たな事業、従来の取組みを拡充、若しくは新たに工夫を加えた事業など、試行的な事業であること。
		協働推進	20点	・建国の趣旨に賛同し、県民の方々と一体となり地域を盛り上げていくような地域活性化又は誘客促進を図る事業であること。
		戦略プロジェクト推進	20点	・「国際まんが博」の盛り上げに繋がる又は「まんが王国とっとり」の将来の展開に繋がるような地域活性化および誘客促進に資するとともに、全国発信可能な事業であること。
合計		50点		

上記の審査会の審査を経て、補助事業は採択されているが、補助金実績報告書を閲覧すると、「まんが王国とっとり」との関連が明確でない補助事業も見受けられる。補助金の交付に県民の理解が得られるように、当初の事業計画どおりに事業が実施されているか、事業実施により事業目的が達成されているかなどを評価するための、補助事業の事後評価の導入を検討すべきである。また、補助事業の事後評価の結果、当初の事業計画と実施事業の内容が著しく乖離している事業や、事業目的が達成されていない事業については、補助金の返還を求めることができるような仕組みづくりも検討すべきである。

【補助事業の継続性について】 【意見】

上記の審査基準では、「継続性」の項目で、「補助事業が一過性の事業ではなく、次年度以降も継続・発展していくことが期待できる事業であること」が審査対象となっているが、平成24年度に戦略プロジェクト推進事業に採択された補助事業に関する、平成25年度の事業の実施の有無及び事業実施の際の県からの補助金交付の有無は、以下のとおりである。

団体名	事業名	平成25年度の実施の有無	補助金の有無
境港市観光協会	「まんがで教育、まんがで親木（しんぼく）の育成！！」事業	有	無
財団法人鳥取市文化財団	まんが王国とっとり建国記念、古事記編纂1300年記念 安彦良和原画展－因幡と古事記千三百年－	有	有

日南町まんがイベント実行委員会	みんな集まれ！！Anime空間にちなんタウン 長谷川洋プロデュースアニメイベント	有	有
特定非営利活動法人未来	北原照久コレクション特別展示からトキワ荘 の寄せ描きカーテンと、昭和レトロから	無	—
エヴァンゲリオン・レーシング	エヴァンゲリオン・レーシングの活用による 『まんが王国とっとり』及び地域、企業、団体等の活性化	無	—
とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会	とっとり中部まんが満喫バスツアー実施事業	有	無
株式会社 今井書店グループ	「まんが王国くん」プロジェクト	無	—
名物料理を作る会	代表的な「グルメまんが」漫画家プロデュースによる、県産食材を活用した新たな料理(まんが王国建国記念料理) 開発プロジェクト	有	無
合同会社皆生未来開発	神話への誘いから古代王国ナギサプロムナードから「まんが王国建国記念アート」の完成	有	無
特定非営利活動法人 大山中海観光推進機構	ケータイ・スマホDEまんが王国とっとり スタンプラリー&写真コンテスト	無	—
角盤町商店街振興組合	えるもからる ポップカルチャー フェスティバル	有	有
米子市観光協会	ネギ来(らい)まつり	有	無
因州若桜鬼っこまつり実行委員会	「リアル捜査ゲーム『まんが王国国王(鳥取県知事)誘拐事件』in鳥取県若桜町」	無	—

平成24年度に戦略プロジェクト推進事業に採択された13件のうち、平成25年度も引き続き同様の事業を行っているものが8件、行っていないものが5件となっている。

平成25年度に事業を行っていない5件については、事業が継続されず、結果的に、一過性の事業となっており、これらは、補助金の交付を受けて、主に集客を目的にイベントなどを行った事業である。そのため、事業の継続性の観点から見ると、補助金交付の翌年度においては、事業が行われておらず、県が補助金を交付した波及効果が単年度のみ限定的なものとなっている。審査基準では、事業の継続性という観点からも評価しているため、補助事業採択に関する審査において、次年度以降も継続される事業であるか否かを慎重に審査すべきであったと考える。

【補助金の連続交付について】 【意見】

平成24年度に戦略プロジェクト推進事業に採択された補助事業で、平成25年度も同様の事業を行っている8件のうち、平成25年度も県から補助金の交付を受けているものが3件、受けていないものが5件となっている。補助金交付の目的から考えると、補助金の交付を受けた団体は、翌年度においても連続して補助金の交付を受けるのではなく、補助金の交付を受けなくても事業を実施していけるようになるのが本来のあるべき姿である。

連続して補助金を交付している事業については、県が補助金の交付を行わなくても、事業が継続して実施できるように、県が指導や働きかけを行うことを検討する必要がある。

2 平成24年度米子映画事変開催事業補助金

(1) 事業概要

区分	補助金
交付目的	まんが、アニメ等のサブカルチャーを活用した平成24年度米子映画事変事業の開催を支援することにより、地域の新しい文化を創造し、かつ地域を元気にすることで、「まんが王国とっとり」を推進することを目的として交付する。

事業目的	文化による米子市中心市街地の活性化を目的とする。それまで米子で開催されていたイベントや、個別で活動していた団体を「米子映画事変」としてまとめ、街を挙げての一大イベントとして開催する。また、あえて県外からゲストを呼ぶことで、地域内で完結するイベントではなく、全国に向けたイベントであることを示すと同時に、県外の方へ山陰の良さをPRするきっかけとしたい。米子映画事変を開催することで、市民の映画・文化・ポップカルチャーへの関心度、貢献度を高め、米子市の文化活動に対する受け入れ態勢を作り上げる。それにより、芸術文化活動等に従事する人が全国各地から米子市へ訪れるような流れを作る。さらにはそこから生まれた文化を、米子を拠点として世界へと発信していく。また、同時期に開催される「国際マンガサミット」や「まんが博」などとも連動させ、幅広い層の方々に米子の魅力をアピールする。
事業概要	実施日：平成24年11月1日から11日まで 場所：米子市商店街エリアから米子市公会堂 来場者数：50,000人 映画を軸に、音楽、トーク、展示など、さまざまなポップカルチャーを商店街に集め、11日間で延べ5万人を動員。地元のボランティア参加も150名を超え、“地元発信”でイベントを開催した。ゲストは県内外から55組（総勢100名以上）が参加。観客やゲストに米子の面白さ、ポップカルチャーの可能性を示すイベントとなった。 <主な実施事業> 3分映画宴、地方映画祭サミット、岡本喜八作品上演、赤井孝美イラスト展、ネギマン上演など
交付先	米子映画事変実行委員会
補助金額	本補助金は、「交付目的の達成に資するため、平成24年度米子映画事変開催事業（以下「補助事業」という。）について、県が予算の範囲内で交付する」とされており、交付決定額は35,000,000円とされた。 そして、補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額と交付決定額のいずれか低い額により行うとされており、交付決定額よりも補助対象経費の実績額が多かったため、交付決定額35,000,000円により、補助金の額の確定が行われている。

(2) 補助事業の予算・決算状況

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
県補助金	35,000,000	35,000,000	—	
協賛金・出店料	2,000,000	581,000	△1,419,000	
グッズ販売	2,500,000	648,680	△1,851,320	
自己財源	15,900,000	2,263,157	△13,636,843	
合計	55,400,000	38,492,837	△16,907,163	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
実行委員会 主催企画費	14,700,000	10,647,974	△4,052,026	
持込企画費	14,700,000	—	△14,700,000	
ゲスト経費	6,000,000	8,396,123	2,396,123	

スタッフ経費	5,000,000	4,500,256	△499,744	
メインステージ 運営費	4,000,000	4,920,888	920,888	
雨天養生費	2,500,000	—	△2,500,000	
グッズ制作費	1,500,000	946,726	△553,274	
宣伝費	5,000,000	5,742,628	742,628	
ガイドブック 制作費	2,000,000	1,123,500	△876,500	
その他	—	2,214,732	2,214,732	
合計	55,400,000	38,492,827	△16,907,173	

(3) 監査の結果

ア 補助金実績報告書の提出期限の遵守について【指摘事項】

当該補助事業に係る補助金実績報告書は、平成25年5月8日付で提出されているが、補助金実績報告書の提出期限は、補助金交付決定通知書において、補助事業の完了の日から30日を経過する日までに実績報告を行わなければならないとされていることから、遅くとも4月30日までに補助金実績報告書を提出しなければならない。

実績報告が遅れた理由としては、事業の規模が大きく、収支決算書等の作成に時間を要したため、補助金実績報告書の提出が遅れたのではないかとのことであるが、事業の開催は平成24年11月であることから、期限内に実績報告を行うことは、十分に可能であったと考えられる。今後は、補助対象者に補助金実績報告書の提出期限を遵守させる必要がある。

3 「まんが王国とっとり建国記念 国際まんが博」県主催イベント運営業務

(1) 事業概要

区分	委託料		
委託先名	A共同企業体（代表者 株式会社トレードマーク鳥取、構成員 株式会社電通西日本岡山支社ほか5社）		
事業内容	まんが王国とっとり建国記念として、「国際まんが博」と称して鳥取県全域において8月4日から11月25日の間で各種イベント等を開催しており、そのうち当該委託事業に係る主な開催イベントの状況は以下のとおりである。		
	イベント名	会場	開催期間
	とっとりまんがドリームワールド	コココーラウエストスポーツパーク県民体育館	平成24年8月4日から同月14日まで
		県立倉吉体育文化会館	平成24年9月7日から同月23日まで
		どらドラパーク米子市民体育館	平成24年10月20日から同年11月11日まで
	谷ロジローゆかりの街を歩こう	鳥取市智頭街道・五臓圓ビルほか	平成24年8月4日から同月14日まで
	名探偵コナン巨大迷路で少年探偵団を探せ	北栄町出合いの広場	平成24年8月4日から同年11月25日まで
	名探偵コナン大泥棒トレジャーキングからの挑戦状	青山剛昌ふるさと館周辺広場	平成24年9月1日から同月30日まで
	ゲゲゲの鬼太郎妖	みなとさかい交流館	平成24年8月4日から同年

	怪の森	9月2日まで																											
契約内容	上記「事業内容」欄に掲げるイベント等の運営実施、及び委託業務の成果物の提出として実施報告書の提出。																												
契約方法	プロポーザル方式契約 平成24年1月11日にA共同企業体とB共同企業体の2社の参加によるプレゼンテーションを実施し、同日においてA共同企業体に決定している。																												
委託期間	平成24年5月17日（契約締結日）から同年12月31日まで																												
委託金額	<p>495,247,040円</p> <p>委託契約書の第4条第1項において「委託料は、金499,771,387円（うち消費税及び地方消費税の額23,798,637円）を上限とする。」と規定しており、委託契約金額を上限としたうえで、委託料確定額を最終金額とする精算方式を採っている。委託金額の支払については、以下のように概算払いを行っており、また、委託料確定額は上記のとおり495,247,040円であることから、最終的に概算払額との差額である4,524,347円の戻入を行っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払及び受領年月日</th> <th>金額</th> <th>支出区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年6月29日</td> <td>43,370,000円</td> <td>概算払</td> </tr> <tr> <td>平成24年7月13日</td> <td>36,339,000円</td> <td>概算払</td> </tr> <tr> <td>平成24年8月13日</td> <td>245,356,000円</td> <td>概算払</td> </tr> <tr> <td>平成24年9月14日</td> <td>79,972,000円</td> <td>概算払</td> </tr> <tr> <td>平成24年10月15日</td> <td>65,892,000円</td> <td>概算払</td> </tr> <tr> <td>平成24年11月20日</td> <td>28,842,387円</td> <td>概算払</td> </tr> <tr> <td>平成25年2月28日</td> <td>△ 4,524,347円</td> <td>戻入</td> </tr> <tr> <td>差引委託料確定額</td> <td>495,247,040円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		支払及び受領年月日	金額	支出区分	平成24年6月29日	43,370,000円	概算払	平成24年7月13日	36,339,000円	概算払	平成24年8月13日	245,356,000円	概算払	平成24年9月14日	79,972,000円	概算払	平成24年10月15日	65,892,000円	概算払	平成24年11月20日	28,842,387円	概算払	平成25年2月28日	△ 4,524,347円	戻入	差引委託料確定額	495,247,040円	
支払及び受領年月日	金額	支出区分																											
平成24年6月29日	43,370,000円	概算払																											
平成24年7月13日	36,339,000円	概算払																											
平成24年8月13日	245,356,000円	概算払																											
平成24年9月14日	79,972,000円	概算払																											
平成24年10月15日	65,892,000円	概算払																											
平成24年11月20日	28,842,387円	概算払																											
平成25年2月28日	△ 4,524,347円	戻入																											
差引委託料確定額	495,247,040円																												

(2) 監査結果

ア 委託契約金額の算定根拠について【指摘事項】

委託契約金額の内容が適正なものであるかについて、委託契約時における見積書である「実施見積書」などの根拠資料より検討を行ったところ、「実施見積書」の明細において「一式」と表示しているのみで、金額の算定根拠が曖昧なものが多く見受けられた。

実施見積書のうち、まんがドリームワールドの部分における「アニメーションゾーン一式40,000,000円」について確認したところ、会場内のステッチのアニメーションゾーンとのことであった。しかし、見積金額の積算根拠が全く不明であり、また、最終的な実績額は35,477,256円とA共同企業体より実施費用の明細書の提示があるものの、同明細書の細目欄には「映像制作、美術製作費」と表示しているのみで、全く算定根拠が不明なものでありながら、そのまま精算を行っている状況であった。同じく、ステッチのキャラクターを利用した遊具などによる「プレイパーク」についても、実施見積書には「プレイパーク一式9,000,000円」という表示をしているのみで、実施費用の明細書には「プレイパーク 制作、設営、運営、撤去、運搬費 7,601,738円」との表示のみであり、これについても見積額、実績額ともに金額の算定根拠が不明瞭な状況であった。

実施見積書の明細におけるその他の項目についても同様に「一式」との表示のみで、算定根拠が不明なものほとんどであり、また、これらの各見積内容等については、まんが王国官房において十分な精査は行われていない。このような状況であれば、適正な委託金額のもとに契約を行っているとは到底言い難い。平成24年度のまんが王国官房に係る予算額約10億円の半額である約5億円という多額の委託金額が投入されていることから、見積金額の入念な精査は当然に行うべきであったと考える。今後は委託契約においては委託内容の詳細な明細を委託業者から徴することにより、委託金額が委託

内容に比して適正なものであるかを十分に検証するように改善すべきである。

イ 委託料確定額の精査について【指摘事項】

前述のとおり、当該事業においては委託契約金額499,771,387円に対して委託料確定額が495,247,040円であり、最終的には概算払額との差額である4,524,347円の戻入を行っている。なお、委託契約書の第10条において「委託料の確定額は、第4条第1項に規定する委託料の限度額と委託業務に要した費用から委託業務により発生した収入金額を差し引いた額とのいずれか低い額とする。」と規定しており、その条項に基づいて最終精算を行っているものである。委託料確定額の495,247,040円は、当事業に係るイベント等の入場料などの収入金額を差し引いた後の金額であり、委託契約金額と委託料確定額との対比は下表のとおりである。

	委託契約金額（概算払）	委託料確定額
費用合計額	499,771,387円	519,566,013円
収入金額（△）	—	24,318,973円
差引金額	499,771,387円	495,247,040円

上表のとおり差引金額としては、委託料確定額の方が少額ではあるが、委託料確定額における収入金額を控除する前の金額、つまり費用合計額のみでの対比であれば、19,794,626円増加している。増加の原因を、委託契約時における見積書である「実施見積書」と委託料確定額の明細である「実施費用明細」より比較検討を行ったところ、まんがドリームワールド共通費の明細うちのイベントに係る「リース備品費」の増加などが主な原因と判明した。しかし、当該増加内容の詳細についてはまんが王国官房においては全く検証作業がなされていない。結果的に、委託契約金額よりも委託料確定額の差引金額の方が下回ったことから、結果のみ捉えるに止まり詳細な検証作業を行っていないものであるが、費用額が増加していることに全く着目することなく委託料の精算作業を行っており、委託業者側の言いなりに委託料を支払っていることと同様の結果となっている。プロポーザルのプレゼンテーション時には、イベント関係に精通した者などに審査委員を務めていただき、イベント内容などの精査も行われたようであるが、そういった専門の者に委託料の最終金額の査定作業及び事業内容の有効性の検討、さらには金額の不明なものや増加内容の精査を受けるなどの方法により、適正な金額の支払に努めるべきであったと感じる。

委託料に関する精査においては、県の担当者のみでは困難であるということであれば、委託金額が一定額以上のものなどについては、第三者である専門の者に精査してもらうような仕組みづくりを行うことも一つの方策と考える。

4 「国際まんが博」スタンプラリー開催業務委託

(1) 事業概要

区分	委託料
委託先名	株式会社小学館集英社プロダクション
事業内容	国際まんが博の実施期間中、鳥取県内の複数の観光スポットの回遊を促す仕組みとして、県内の観光拠点数カ所にスタンプポイントを設置し、「ゲゲゲの鬼太郎」「名探偵コナン」などのキャラクタースタンプを使用したスタンプラリーを行い、県の集客及び観光周遊の目的で実施されたものである。 スタンプポイントを回り、スタンプパスポート（スタンプ台紙）にスタンプを押して応募することにより、抽選で景品が当たるもので、平成24年8月4日から同年11月25日の実施期間で行われた。
契約内容	県内のスタンプポイント7カ所におけるスタンプ台の作成・設置及びキャラクタースタンプ、スタンプ台紙の作成、景品の調達など
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 鳥取県を代表する3作家（水木しげる氏、谷ロジロー氏、青山剛昌氏）の作品を

	活用するものであり、当該 3 作家の著作権を管理する株式会社小学館集英社プロダクションしか当該事業の実施が不可能であったことから随意契約としている。
委託期間	平成24年 8 月 3 日（契約締結日）から同年12月31日まで
委託金額	10,487,200円 平成24年 8 月 3 日に10,000,000円の当初契約を締結。 平成24年 9 月11日に、ステッカーの増刷分として487,200円を追加し、上記金額で変更契約を締結。

(2) 監査の結果

ア 事業完了年月日の不整合について【指摘事項】

当該委託業務の契約期間の終期は平成24年12月31日であるが、実際には委託業務の全部が完了したのは、委託先から県へ当選景品の納品が完了した平成25年 3 月29日であり、実際の事業の完了は契約の終期を大幅に遅延したものとなっていたことが当該景品の納品書により判明した。しかし委託先から、事業完了年月日が契約期間の終期である平成24年12月31日と表示された業務実績報告書が、実際の事業完了年月日である平成25年 3 月29日に提出されていた。つまり、適正に契約が履行されていないにもかかわらず、全ての委託業務が平成24年12月31日までに完了しているかのような報告書となっていたものである。また、県における委託業務完了検査調書の業務完了年月日も同様に平成24年12月31日と表示されており、事実と異なる完了年月日が表示されていた。まんが王国官房側によると、委託先からの業務実績報告書のチェック不足であったとのことであるが、このような事実と異なる書類を受託し、さらには同様な内容での検査調書を作成するようなことは決してあってはならないことである。

今後は、このような事態が発生しないよう徹底すべきであり、仮に、委託先との協議によって契約業務の遅延に正当な理由があることが確認できるようであれば、契約期間の延長に係る変更契約を締結するなどの適正な手続きによるように改善すべきである。

5 国際まんが博関連施設フリーパス券「ゴールドビザ」作成業務委託

(1) 事業概要

区分	委託料						
委託先名	一般財団法人鳥取県観光事業団						
事業内容	国際まんが博の開催期間に合わせ、県内の主要 6 施設を 5 日間利用できるフリーパス券（ゴールドビザ）を、とっとりまんがドリームワールド会場などの県内10カ所で販売し、国際まんが博の活性化及び対象施設の集客を促進する目的で行われた。 概要は下表のとおりである。						
	<table border="1"> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成24年 8 月 4 日から同年11月25日まで</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>大 人：1,500円 中高生：1,000円 小学生： 700円</td> </tr> <tr> <td>利用対象施設</td> <td>水木しげる記念館 とっとり花回廊 青山剛昌ふるさと館 中国庭園 燕趙園 わらべ館 鳥取砂丘 砂の美術館</td> </tr> </table>	実施期間	平成24年 8 月 4 日から同年11月25日まで	種 類	大 人：1,500円 中高生：1,000円 小学生： 700円	利用対象施設	水木しげる記念館 とっとり花回廊 青山剛昌ふるさと館 中国庭園 燕趙園 わらべ館 鳥取砂丘 砂の美術館
	実施期間	平成24年 8 月 4 日から同年11月25日まで					
	種 類	大 人：1,500円 中高生：1,000円 小学生： 700円					
利用対象施設	水木しげる記念館 とっとり花回廊 青山剛昌ふるさと館 中国庭園 燕趙園 わらべ館 鳥取砂丘 砂の美術館						
	(1) ゴールドビザ作成業務						
	(2) ゴールドビザ事業の広報に関する業務						

契約内容	(3) 関連施設へのゴールドビザの配付、回収等業務 (4) 関連施設におけるゴールドビザの売上金の回収及び精算業務 (5) その他上記職務に付随した業務 委託先である一般財団法人鳥取県観光事業団において当該委託業務を実施する担当者を新規雇用するものであり、委託料においてその人件費及び事業に係る事務費等に係る経費などを含めて支払を行うもの。売上金は実施期間終了後に、一般財団法人鳥取県観光事業団が各販売場所から全て回収を行い、所定の精算単価により各施設への精算額を支払している。
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> ゴールドビザ事業の対象関連施設は上記 6 施設のみであり、これらの組織の中から委託することが効率的かつ効果的であると判断され、その組織の中でも対象関連施設のうち 2 施設の管理を行っている一般財団法人鳥取県観光事業団がより最適と判断されたため。
委託期間	平成24年 6 月 29 日（契約締結日）から同年12月31日まで
委託金額	3,817,229円 委託契約書の第 4 条第 1 項において「委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金4,896,000円（うち消費税及び地方消費税の額233,142円）を限度額として乙に支払うものとする。」と規定しており、委託契約金額を上限とする委託料確定額を最終金額とし、上記の確定金額を契約終了時に支払う方法を採用している。

(2) 監査の結果

ア 事業効果の検証について【意見】

当事業は、委託料の最終確定金額3,817,229円に対して、ゴールドビザの販売金額合計は1,527,400円であり2,289,829円の損失が生じている。ゴールドビザの印刷枚数12,000枚に対し販売枚数は1,123枚であり、販売枚数が印刷枚数に比し極端に少ない。また、各利用対象施設の利用者実績の合計は2,182人であり、販売枚数に対する利用者実績、つまり購入者の平均利用施設数は約1.9施設と2施設を割り込んでいる状況から考えれば、周遊効果も極めて低かったと言える。このような状況から、費用対効果は極めて低く、また経済性にも著しく欠ける事業であったことがうかがえる。

当事業では、委託契約時に委託先である一般財団法人鳥取県観光事業団にゴールドビザの販売枚数及び利用者実績などの資料を実施報告書とともに提出することを要求しており、それに対して一般財団法人鳥取県観光事業団から実施報告書等の資料が提出されている。同実施報告書における委託先の所感として「事業の準備期間不足及びそれによる事前の広報不足」や「今後このようなイベントを継続するのであれば、準備期間を確保しつつ特典を十分活用できるように地域の限定や有効期間の拡大を図ることも必要」などが掲げられ、事業としての反省点や今後の方策について言及した報告書が提出されているにもかかわらず、まんが王国官房において事業効果の検証に係る資料の保存がなされていない。

今後は、特にこのような事業効果が低かったと思われる事業に関しては、反省を含めた事業の検証を十分に行い検証結果に関する資料を作成し保存することにより、今後の事業に生かす材料とするような仕組み・体制を構築すべきである。

6 「まんが王国とっとり」小学館グループメディア広告制作・掲載業務委託

(1) 事業概要

区分	委託料
委託先名	株式会社小学館メディアプロモーション
	「まんが王国とっとり」をテーマとした情報発信を通じて、国際まんが博をはじめ

事業内容	めとする本県まんが王国の魅力や取り組みを広く県内外にPRし、観光入込客の増加を図るなど「まんが王国とっとり」の施策実施にあたり必要な情報発信を実施する。		
契約内容	下表の情報発信について、雑誌等への広告制作・掲載等の情報発信業務を委託する。情報発信する内容については契約当事者双方で協議の上決定する。		
	媒体区分	媒体名等	仕様・規格
	コミック誌	ビックコミックスピリッツ	4色1ページ告知広告
		ビックコミックスペリオール	
		ビックコミックオリジナル	4色1ページ告知広告
		ビックコミック	
		月刊コロコロコミック	4色1ページ告知広告
		週刊少年サンデー	
	週刊誌	週刊ポスト	4色1ページ告知広告
			タイアップ広告1色1ページ
		女性セブン	4色1ページ告知広告
			タイアップ広告4色2ページ
タイアップ広告1色1ページ			
情報誌	D I M E	4色1ページ告知広告	
		タイアップ広告4色2ページ	
	B E - P A L	4色1ページ告知広告	
		タイアップ広告4色2ページ	
サライ	タイアップ広告4色2ページ		
掲載時期は別途協議の上決定する。			
契約方法	<p>随意契約</p> <p><随意契約の理由></p> <p>水木しげる氏、青山剛昌氏、谷口ジロー氏のキャラクター及びキービジュアルを活用した広報については、著作権を管理する株式会社小学館集英社プロダクション（以下「小プロ」という。）より次の条件が付されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小プロ発行の雑誌等への掲載に限ること。 ・当該雑誌への広告制作・掲載に係る業務は、株式会社小学館メディアプロモーションを窓口とすること。 <p>上記理由により、本業務を受託できる業者は株式会社小学館メディアプロモーション1社のみであるため。</p>		
委託期間	平成24年6月14日（契約締結日）から平成25年3月31日まで		
委託金額	30,000,000円		
	なお、請求書に記載されている各雑誌への広告制作・掲載の金額は、以下のとおりである。		
	媒体名	発売日	金額(円)
	ビックコミックスピリッツ32号	7月9日	800,000
	ビックコミックスピリッツ37号	8月6日	761,904
	ビックコミックスピリッツ40号	9月3日	761,904
	ビックコミックスペリオール15号	7月13日	800,000
ビックコミックスペリオール17号	8月10日	761,904	

ビックコミックスペリオール19号	9月14日	761,904
ビックコミックオリジナル15号	7月5日	800,000
ビックコミックオリジナル16号	8月4日	761,904
ビックコミックオリジナル18号	9月5日	761,904
ビックコミック14号	7月10日	800,000
ビックコミック16号	8月10日	761,904
ビックコミック18号	9月10日	761,904
月刊コロコロコミック 8月号	7月10日	1,142,872
週刊少年サンデー32号	7月11日	800,000
週刊少年サンデー35号	8月1日	761,904
週刊少年サンデー40号	9月5日	761,904
週刊ポスト24号	6月18日	1,428,570
週刊ポスト30号	8月6日	761,904
女性セブン24号	6月21日	1,428,570
女性セブン31号	8月9日	761,904
女性セブン35号	9月13日	1,809,523
D I M E 15号	7月17日	1,142,857
D I M E 17号	8月7日	1,142,857
D I M E 18号	9月4日	2,190,476
B E - P A L 9月号	8月10日	2,190,476
B E - P A L 10月号	9月10日	761,904
サライ10月号	9月10日	2,190,476
小計		28,571,429
消費税等		1,428,571
合計		30,000,000

(2) 監査の結果

ア 特定の旅館に関する広告掲載について【指摘事項】

当該業務委託について、実際に発売された雑誌を閲覧することにより、雑誌への広告掲載内容の確認を行ったところ、サライ10月号の広告掲載は、広告掲載2ページのうち1ページは三朝温泉の特定の旅館の紹介が行われていた。サライの広告掲載内容に関しては、他の雑誌とは異なり、雑誌の編集者が広告記事を作成し、県が広告記事の内容に関与できなかったため、雑誌の編集者がまんが王国とととりと三朝温泉の紹介にあうような特定の旅館を選定し、特定の旅館を紹介したとのことであった。

三朝温泉の特定の旅館の選定及び広告記事の制作は、雑誌の編集者が行ったものとはいえ、特定の旅館を宣伝するような内容となっており、県が委託料を支払って、広告掲載を行っている以上、県が特定の旅館の広告料を負担しているような印象を県民に与える可能性がある。また、特定の旅館を紹介することにより、具体的に観光地の魅力をPRすることができ、観光客の増加を図ることができるかもしれないが、特定の旅館のみ紹介することは、税金を使用した広告掲載としては、他の旅館との公平性に欠ける点でも問題がある。

広告の内容については、契約当事者双方で協議し決定すると契約上なっていることから、広告内容が特定の旅館を宣伝するような不公平な印象を持たれるような内容にならず、広告内容に県民の理解が得られるように、県は注意を払うべきであったと考える。

7 まんが王国とととりPRパネル等制作設置委託業務

(1) 事業概要

区分	委託料
委託先名	株式会社エス・アイ・シー
事業内容	まんが王国とっとり PR パネル・パンフレット・ビデオ等の制作及び設営
契約内容	委託内容 (1) 制作 ・まんが王国とっとり PR パネル (B 1 版) 4 枚 1 セット ・ PR 用パンフレット (A 3 版二つ折り・フルカラー両面 10,000部) ・ PR 用ビデオの制作 (2) 展示 倉吉未来中心旧レストラン部に当該制作物を展示設営すること。
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 既存の「まんが王国とっとりパネル及び PR 用ビデオ」、「国際マンガサミットパネル」については、当該企業が所有しているデータであり、その利用・修正に当たって当該企業と契約する必要がある。また、新しく展示物を制作することは経費的にも、時間的にも小学館等関係機関との協議に多大な時間を有するため、随意契約としている。
委託期間	平成25年3月7日(契約締結日)から同月31日まで
委託金額	1,561,350円

(2) 監査の結果

ア 契約書の記載文言誤り【指摘事項】

当該委託業務に係る契約書に、実績報告書の提出等について記載されており、記載内容は、以下のとおりである。

(実績報告書の提出等)
第7条 乙は、広告の掲載実績について、契約期間終了後10日以内に掲載誌を1部甲に提出するとともに掲載月日及び掲載項目をまとめた実績報告書を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

当該委託業務においては、広告の掲載の委託は行っておらず、契約書の文言が、実際の委託業務の内容と整合しておらず、不適切なものとなっている。これは、広告掲載の委託業務の契約書を参考に、当該委託業務の契約書を作成したことが原因と考えられる。契約書の文言に関しては、実際の委託業務の内容と整合していることを十分にチェックする必要がある。

イ 実績報告書等の入手・保管について【指摘事項】

当該委託業務における実績報告書の提出に関して、契約書上の文言には上記のような不備があるが、実際の実績報告書の提出も行われていない。また、PR用パネルやPR用パンフレット・PR用ビデオの制作を委託し、実際にパネル・パンフレット・ビデオは納品されているが、納品書は入手・保管されておらず、制作物の展示設営に関しても業務完了報告書は入手・保管されていない。そのため、当該委託業務が、委託契約どおりに遂行されたことを証明する外部からの証憑が入手・保管されていない状況となっている。実績報告書や業務完了報告書は、委託業務が実際に委託契約どおりに行われたことを証明する重要な書類であり、また、納品書は、制作物が委託契約どおりに納品されたことを証明する重要な書類である。委託業務においては、実績報告書の提出を求め、入手・保管するとともに、業務完了報告書・納品書は必ず入手・保管する必要がある。

8 国際まんが博ボランティアセンターに係る業務委託

(1) 事業概要

区分	委託料
委託先名	特定非営利活動法人 学生人材バンク

事業内容	国際まんが博ボランティアセンターに係る業務を委託
契約内容	<p>特定非営利活動法人 学生人材バンクは、過去の県の大型イベントにおいてボランティアセンターを運営（若しくは運営に参画）した知識・経験・技能を活かして、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) ボランティアセンターの運営、業務への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営補助 ・スケジュールの立案 ・まんが王国官房とボランティアとの業務調整 ・ボランティア管理台帳の作成 ・研修会、反省会の実施 ・報告書の作成 <p>(2) ボランティア募集に係るアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集広報（サポーター、応援団などの県が既に募集した者は除く） ・企業、学校等への依頼 <p>(3) コーディネーターの指導、教育</p>
契約方法	<p>随意契約</p> <p><随意契約の理由></p> <p>受託者（法人認証を受ける前の任意団体時を含む）は、全国生涯学習フェスティバル、全国スポレク祭、全国和牛博覧会、日本のまつり、海づくり大会といった本県で開催した全国規模のイベントにおいてボランティアセンターの運営やコーディネートを受託しており、今回の国際まんが博におけるボランティアセンターに係る業務にそのノウハウや、蓄積されている県内ボランティアの情報を活かすことができるのは、受託者において他にないため。</p>
委託期間	平成24年7月9日から同年12月31日まで
委託金額	<p>2,992,500円</p> <p>契約書上、「2,992,500円を限度として、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）を委託先に支払うものとする」とされており、決算書の支出合計が2,992,500円であったため、実際の委託料の支払額は2,992,500円である。</p>

(2) 監査の結果

ア 収支決算書の内容確認について【意見】

当該委託契約は、随意契約により締結されており、契約の際に委託先から徴収した見積書の内容は、以下のとおりである。

<見積書の内容>

(単位:円)

項目	備考	数量	単価	金額
人件費	コーディネーター（上級職）	38	25,000	950,000
人件費	コーディネーター（中級職）	71	15,000	1,065,000
旅費	県内移動費（鳥取、倉吉、米子）	12	30,000	360,000
間接経費	総額の20パーセント	—	—	475,000
		小計		2,850,000
		消費税		142,500
		合計		2,992,500

また、委託先が実績報告の際に提出した収支決算書の内容は、以下のとおりである。

<収支決算書の内容>

1. 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	差額	備考
----	-----	-----	----	----

	(a)	(b)	(b)-(a)	
委託料	2,992,500	2,992,500	—	県委託料
合計	2,992,500	2,992,500	—	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	主な増減理由
人件費	2,015,000	2,015,000	—	なし
旅費	360,000	360,000	—	なし
間接経費	475,000	475,000	—	なし
消費税	142,500	142,500	—	なし
合計	2,992,500	2,992,500	—	

業務委託契約書の中では、「2,992,500円を限度として、委託料を支払う」と記載されているが、収支決算書では、予算額と決算額が全ての項目において同額であり、実際に、委託業務の実施にいくらか費用が発生したのかがわかりにくい状況となっており、委託料の限度額を定め、収支決算書の提出を求めた意義が失われている。

委託業務の実施により発生した実際の支出金額がわかるように、詳細な収支決算書の提出を委託先に要求し、決算内容をチェックする必要がある。

イ ボランティアの参加人数について【意見】

国際まんが博ボランティアセンターに係る業務委託実績報告書によると、ボランティアの延べ参加人数は、国際まんが博（鳥取会場）が37名、国際まんが博（倉吉会場）が35名で、合計72名である。参加人数が少数となっているが、これは、国際まんが博の開催期間中に熱中症警報が頻繁に発令され、ボランティアの方々の健康を考慮して、ボランティア参加を遠慮して頂いた経緯によるものである。委託料の金額をこの延べ参加人数で割ると、ボランティア1人日当たり41,562円となる。委託料の費用対効果を考えると、国際まんが博にボランティアが参加するのに1人日当たり41,562円の費用（委託料）を要したことになり、その効果は極めて希薄である。

広く県民の方々と協働し、積極的にボランティアの方々が参加できるようにするために、国際まんが博ボランティアセンターを設けた趣旨を考えると、結果として、ボランティアの参加人数が少数となってしまったことは残念である。県は、ボランティアセンターを有効に活用し、国際まんが博を盛り上げ、多くのボランティアが参加できるような方策を立案すべきであったと考える。

9 第1回まんが王国とっとり国際マンガコンテスト作品集発刊業務

(1) 事業概要

区分	委託料
委託先名	今井印刷株式会社
事業内容	「第1回まんが王国とっとり国際マンガコンテスト作品集」の発刊業務を委託
契約内容	(1) 作品集の仕様 ・ B 5 版平綴じカバー付、300頁程度 (2) 作品集の発行部数 ・ 1,000冊 (3) 条件 ・ 選外作品については、第1回まんが王国とっとり国際マンガコンテスト審査会で選定された作品を掲載すること。 ・ 完成時500冊を鳥取県に納品すること（納品先：鳥取県文化観光局まんが王国官房、納入期限：平成24年11月6日） ・ 校正は2回以上とすること。 ・ 販売エリアは全国とすること。

契約方法	随意契約 ＜随意契約の理由＞ 「第 1 回まんが王国とっとり国際マンガコンテスト作品集」の発刊については、今井印刷株式会社から提案のあった企画・ページ構成を県が採用する形で実施するものであるため。
委託期間	平成24年10月18日から平成24年11月20日まで
委託金額	1,995,000円

(2) 監査の結果

ア 作品集の販売収入の取扱いの明確化について【指摘事項】

当該委託契約において、契約書上、作品集を1,000冊発刊し、500冊は鳥取県に納品すると記載されているが、残りの500冊については、「販売エリアは全国とすること」としか記載されておらず、500冊を誰が販売するのか、その販売収入は誰に帰属するのかが明らかにされていない。

まんが王国官房側の回答では、残りの500冊は委託先である今井印刷株式会社が販売し、販売収入(定価は1冊800円(税抜))は今井印刷株式会社の収入となり、当該収入分は、作品集の発刊費用から販売収入を控除した金額が委託金額とされており、委託金額を決定する際に考慮されているとのことである。しかしながら、委託先からの見積書では、作品集発刊業務一式として委託金額が記載されているのみで、販売収入を控除した委託金額となっているのか判断できない状況となっている。

委託業務の内容を明確にするため、残り500冊の取扱いについては、誰が販売するのか、販売収入は誰に帰属するのかなどを委託契約書の中に明記する必要がある。また、販売収入を控除して委託金額が決定されているのであれば、契約書及び見積書において、当該事項が明らかになるように記載する必要がある。

10 まんが王国官房全体についての指摘事項及び意見

上記の個別案件以外に、まんが王国官房全体に係る問題として、以下のような事項が見受けられた。

(1) 再委託の禁止条項について【指摘事項】

各委託契約書の共通の問題点として、「再委託の禁止」に係る条項が規定されていない契約書が多く見受けられた。

再委託とは、委託業者が契約履行の全部又は主要な部分を他の者に委託することである。建設工事請負契約では、建設業法により一括下請負、いわゆる丸投げは禁止されているものの、その他の請負であれば一部の例外を除いて法律上の規制はないことから、契約書において禁止条項を掲げなければ、再委託を行うことに対して制約がなされないことになってしまう。

再委託の禁止に関しては、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)に以下のとおり規定されている。

鳥取県会計規則 (契約の履行の委託) 第114条 契約の相手方は、契約者の承認を受けなければ契約の履行を第三者に委託してはならない。 さらに、同条の解説・運用方針等として、以下のとおり契約書において再委託の禁止条項を掲げることと規定されている。
1 契約金額等の50パーセントを超える委託又は業務の中核となる部分の委託は、特段の理由がある場合を除き、認めることができない。
2 入札及び契約に際し、「契約金額の50パーセントを超える委託又は業務の中核となる部分の委託は特段の理由がない場合は、認めない。」旨の条件を付すこと。

なお、各委託契約書のなかでも、鳥取県会計規則を遵守した委託契約においては、以下のような条項を規定している。

(再委託の禁止) 第〇〇条 乙(受託業者)は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなら

ない。ただし、あらかじめ甲（鳥取県）の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 甲（鳥取県）は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

(1) 再委託の契約金額が委託金額の50パーセントを超える場合

(2) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

再委託の禁止の趣旨は、委託業者が一括して他の業者に再委託をするのであれば、委託業者が対価性のない利益を得ることになる可能性があるという問題が生じることを防ぐためと考えられる。再委託禁止条項を委託契約において付さなければ、事業の経済性を著しく欠く結果にもなりかねないことから、鳥取県会計規則の規定どおりに、全ての委託契約について上記のような条項を付すように改善すべきである。

なお、契約書案の事前審査を行う審査出納課において、出納関係の資料が回付された際の精査が十分に行われていなかった結果でもありと考えられることから、契約書案の事前審査を行う担当部署としてのチェック機能を十分に果たすように努めるべきである。

(2) 予定価格の算定根拠について【指摘事項】

各委託契約に当たっては、入札や随意契約を行う際に事前に予定価格を算定し、予定価格調書の作成を行っている。

予定価格調書の作成は行われているものの、ほとんどの事業において予定価格の根拠を示す資料の保存がなく、算定根拠が不明瞭であった。予定価格は、契約金額を決定する基準として重要なものであり、また、委託料についての算定根拠は、今後の予定価格算出の参考資料ともなりうることから、今後は算定根拠を示す資料を保存するように改善すべきである。

(3) 委託料の契約方法について【意見】

まんが王国官房の平成24年度の定期監査調書によれば、同年度における委託料の契約方法は以下のとおりであった。

まんが王国官房委託料契約方法集計表

一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
2件	1件	51件 注	54件

注 随意契約の件数のなかには、プロポーザル方式契約2件が含まれている。

上表のとおり、ほとんどの契約方法が随意契約によるものである。随意契約を行っている理由として、各委託事業においてさまざまな理由が掲げられており、なかには契約先がキャラクターに係る著作権を管理しているなど、やむをえないと思われる事情があるものも見受けられる。しかし、このようにほとんどの事業が随意契約によることは、適正な競争原理が阻害されることにもなりかねない。一般競争入札等の積極的な導入により、公平性や透明性を確保するよう検討すべきである。

(4) 経済波及効果の算出について【意見】

県は、鳥取環境大学への委託により、まんが王国とつとりに関連する各イベント等への来訪者数などをもとに、平成24年度における国際まんが博の経済波及効果を算出している。経済波及効果とは、ある商品（財やサービス）の需要が発生すると、それを製造するために他の商品の需要が生み出され、さらにそれらを製造するさまざまな産業の生産が誘発されることである。経済波及効果の算出は、生産活動の連鎖の規模を貨幣価値で表現するものである。

経済波及効果は、実施事業の有効性を示す指標として意味深いものであることから、算定内容に合理性を欠くものがないかなどの監査を行う必要があると判断した。

まんが王国とつとりに関連する各イベントの経済波及効果は、イベント開催による消費額やそれに伴う生産誘発額などによって算定を行っており、各イベント会場の来訪者数に、それら来訪者の飲食代などの消費額を乗ずることなどにより算出している。なお、来訪者の消費額は、各イベント会場で実施したアンケート調査により把握した飲食費や土産代などである。

平成24年度における国際まんが博の、経済波及効果の算定における来訪者数は、のべ来訪者数3,217,756

人として集計しているが、その数値の集計内容について監査を行ったところ、以下の問題点が見受けられた。

ア 鳥取市にて毎年 8 月に開催されている、「鳥取しゃんしゃん祭」のメインイベントである一斉傘踊りの全来訪者数 185,000 人のうち、その半数の 92,500 人を経済波及効果算定基礎の来訪者数に含めていた。平成 24 年の鳥取しゃんしゃん祭は、平成 24 年 8 月 11 日から同月 15 日まで開催されており（開催期間 5 日間の全来訪者数 372,400 人（最終日の花火大会の来訪者数 130,000 人も含まれている））、そのうち一斉傘踊りは同月 14 日に実施されたが、祭りの開催期間の初日である同月 11 日に行われたオープニングパレードに、まんが王国とつとりに関連する「漫画のろうに剣心」の実写映画公開前 PR として「るろうに剣心 PR 隊」が参加したことなどの理由から、前述のような算定を行っているものである。

しかし、一斉傘踊りは、まんが王国とつとりの独自のイベントではなく、歴史ある地域祭りのメインイベントであり、そのような全国的にも有名な祭りに部分的に参加し PR 活動等を行ったのみで、一斉傘踊りの来訪者の半数をまんが王国とつとりに関連のイベント来訪者に含めることは適切ではないと考える。まんが王国官房側は、「鳥取しゃんしゃん祭の主催者が、まんが王国とつとりの趣旨に賛同し、まんが関連イベントとして実施したものであり、また、鳥取しゃんしゃん祭の開催期間の初日に PR 活動等を行ったことによる祭りの全期間に及ぶ効果を、一斉傘踊りの全来訪者数の半数とした。一斉傘踊りの全来訪者数の半数を経済波及効果算定基礎の来訪者数に含めることは妥当である。」との見解を示すが、オープニングパレードは一斉傘踊りが実施された日とは異なることから、一斉傘踊りの来訪者数と結びつけることは合理性に欠けると思われ、また、既存の伝統的な祭りの開催地を利用した PR などについて、このような方法により経済波及効果の算定基礎とすることは、明らかに拡大解釈である。また、当該 PR などにより 92,500 人の消費を誘発したと考えることは、到底無理があると思われる。

この来訪者数 92,500 人は、まんが王国とつとりの関連イベントの来訪者に含めるべきではなかったと考える。

イ 米子市にて毎年 8 月に開催されている、「米子がいな祭」の全来訪者数 207,400 人のうち、花火大会の来訪者 80,000 人を除く 127,400 人の半数 63,700 人を、経済波及効果算定基礎の来訪者数に含めていた。これは、以下のようなキャラクター装飾による PR を、米子がいな祭時に行ったことにより、祭りの来訪者の多くの目に触れたであろうとのことで、このような算定を行っているものである。



提灯による PR



商店街の大型タペストリー

しかし、これも前述の一斉傘踊りと同様に、当祭りの来訪者の半数が、まんが王国とつとりの独自のイベントに来訪した者と考えることに合理性はないと考える。米子がいな祭も、鳥取しゃんしゃん祭と同様に、伝統的な地域祭りであることから、そのようなイベントを利用してまんが王国とつとりの建国を PR することは広報戦略として考えると効果的なものとなるかもしれないが、これらのキャラクター装飾により、米子がいな祭の来訪者が倍増したとういうような状況でもない限り、単純に祭りの来訪者の半数をまんが王国とつとりに関連のイベントの来訪者とすることは、拡大解釈によるものと言わざるを得ない。

よって、この来訪者数63,700人は、まんが王国とっりの関連イベントの来訪者に含めるべきではなかったと考える。

ウ 鳥取市のJAの野菜等の直売所である「わったいな」で、平成24年11月23日から11月25日に開催された「わったいな祭」において、まんが王国とっり関連のステージイベントや漫画家によるぬりえ教室、フィギア展示などを実施しているが、当祭りの期間における直売所である「わったいな」の入館者の全員にあたる24,000人を、まんが王国とっりの関連イベントの来訪者数に含めていた。

まんが王国官房側によると、これらの展示やイベントのコーナーを、「わったいな」の入館口に設置していたことから入館者全員が目に見えているとのこと、及び「わったいな祭」の主催者と一体となってイベントを開催したとのこと、入館者全員をまんが王国とっりの関連イベントの来訪者としたとのことであるが、「わったいな」は野菜等を販売する施設であり、当然に野菜等を購入する目的で来館している入館者がほとんどであることなどを考えれば、それをまんが王国とっりの独自イベントの来訪者とすることは合理的であるとは言えない。

設置されたぬりえ教室のコーナーなどの利用者を、来訪者とするならある程度の理解はできるが、「わったいな」の入館者の全員をまんが王国とっりの関連イベントの来訪者として算定すべきではなかったと考える。

以上、来訪者に関しては、約320万人であるのべ来訪者数の一部分について監査を行ったところである。上記のいずれについても、まんが王国官房側は、各来訪者数の算定は妥当であるとの見解を示しているが、前述のとおり、まんが王国とっり関連イベントを開催したことにより増大した来訪者とは言い難いと考えられ、経済波及効果を算定する際の原則から外れることにもつながる。そのような来訪者数により、まんが王国とっりの有効性を示す指標である経済波及効果の算定ベースとして県民に公表することは、過大に算定された数値によって県民に説明していたも同様であるとする。経済波及効果は、まんが王国とっり関連のイベントのみならず、他の県主催のイベントについても算定するケースがあると思われるが、経済波及効果は参考数値といえど、県民が県の行う事業の有効性の判断の材料ともなるものでもあることから、このような拡大した解釈に基づき算定することのないようにすべきである。

(5) 「まんが王国とっり」事業の今後の方向性について【意見】

鳥取県においては、県民の声を行政に反映させるため、メール、郵送、電話等により「県民の声」として、行政に対する意見や要望などを県民から受け付けている。

まんが王国官房についての平成24年1月から平成25年7月までの「県民の声」の状況を確認した結果、おおむね下表のとおりであった。

区分	件数	内容等
まんが王国とっり及び国際まんが博への提言	36件	関連イベントの開催場所をわかりやすく広報すべきなど、PR方法に対する提言など
まんが王国の取組に否定的な意見	35件	「税金の無駄遣いである」等10億円の使途に関する疑問や批判など
ディズニーキャラクターへの意見	25件	「鳥取県の著名な漫画家、地元で活躍する漫画家を積極的に活用すべきであるのに、なぜ海外のアニメキャラクターを使うのか」など
まんが博PR経費の財源である復興予算への意見(パードプリンセス関連)	18件	※ 当該PR経費は、復興予算の財源を、国の制度のもとに活用したものである
肯定的な意見	2件	「まんが王国を今後引き継ぐべきである」など
その他	38件	来訪者数の信憑性を疑問視するものなど
合計	154件	

「県民の声」の状況からみても、現時点においては「まんが王国とっとり」の事業に対して、否定的な意見や提言も多く見受けられる状況である。当該事業の取組のねらいとしては、「第 2 章 監査対象の概要 第 3 まんが王国官房」にもあるように、「まんがを切り口として、国内外からの観光客誘致や鳥取県の認知度向上・イメージアップを図ること」であり、将来的に鳥取県全体の底上げを目的とした施策であること、また、今までにない取組によりオンリーワンの県として売り出すという目的もあると考えられることから、そういったもののきっかけ作りの方法と考えれば、すばらしい事業であるとも言えるかも知れない。

しかし、現状において必ずしも県民の賛同を得られてるとは言い難いと思われる状況を踏まえると、やはり県民に対する説明が足りない部分もあるのではなかろうか。まんがやアニメを活用した事業が、今後どのように鳥取県に、また県民にプラスとなるのかなどの将来ビジョンが県民に示されていないことも、賛同を得られていない一つの原因とも思われる。このような事業を実施することは、県内経済の活性化を目的とする一種のきっかけづくりであるとも考えられるが、そのきっかけによって県民の自主的な活動などに移行することによってはじめて事業効果が発現されるものと思われる。そういった意味でも、事業に対して県民の理解を十分に得ることは必要不可欠である。

このように独自性が強い事業について、県民に一定の理解を得ようとするならば、短期的な計画のみならず中期的そして長期的な事業計画を策定し、それに加えて当該事業における将来ビジョンを明らかにすることによって、まんが王国事業をきっかけとして鳥取県を元気にするものであるという方向性を県民に対して具体的に示すことが必要ではないかと考える。そのような事業計画や将来ビジョンを県民に十分に開示することによって、さらに県民の意見も取り入れるなどして、事業の方向性や方法、そして「まんが王国とっとり」事業そのものを継続するか否かなどの議論を十分に行っていくことが望まれる。

第 3 鳥取県観光連盟

1 「国際まんが博」観光客誘致促進事業（県受託事業）

(1) 事業概要

「国際まんが博」への来場者を増加させるため、県外の旅行会社が催行する日帰り又は宿泊バスツアーを誘致するとともに、「国際まんが博」の掲載パンフレットの作成等を支援する事業を県より受託し、下記の 2 つの事業を実施している。

ア 「まんが王国とっとり」バスツアー誘致事業

旅行出発日が平成 24 年 8 月 3 日から同年 11 月 25 日までの旅行商品を対象に、下記の要件を満たした旅行商品の造成を対象に、バス 1 台あたり鳥取県内に宿泊する旅行商品については 50,000 円、鳥取県内に宿泊しない旅行商品（日帰り旅行含む）については 20,000 円を助成する。この補助金については、1 事業所あたり合計 20 万円を限度とする。

- ・鳥取県以外の地域を出発するバスツアーであること。
- ・「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」であること。
- ・まんが博（含む関連事業・施設）への立ち寄りを条件とする。
- ・1 団体の構成人数が 20 名（実績ベース）以上であること。
- ・対象とする旅行商品に対し、鳥取県及び観光連盟から他の補助金、委託等を受けていないこと。

イ 「まんが王国とっとり」商品造成支援事業

平成 24 年 5 月 7 日から平成 24 年 10 月 31 日までの事業を対象とし、「国際まんが博」の露出、情報ページの掲載にかかわるパンフレット印刷代、店頭販促費、ノベルティ作成費、研修経費等を支援する。この補助金については、1 事業所、1 事業活動に対して 20 万円を限度とする。

(2) 事業実績

ア 「まんが王国とっとり」バスツアー誘致事業

対象バス台数 297 台（宿泊 152 台、日帰 145 台）

補助金額 10,500,000円

イ 「まんが王国とっとり」商品造成支援事業

支援対象商品件数 11商品

補助金額 1,807,500円

(3) 監査の結果

ア 「まんが王国とっとり」バスツアー誘致事業

「まんが王国とっとり」バスツアー誘致事業については、以下のような補助金の交付事例が見受けられた。

(ア) 限度額を超えた補助金の交付【指摘事項】

当該補助金は、1事業所あたり合計20万円を限度として交付されるものであるが、名鉄観光サービス株式会社姫路支店に対しては、誤って21万円の補助金を交付している。

名鉄観光サービス株式会社姫路支店への補助金交付実績

旅行出発日	バス台数	補助金額	実績報告日	支払日
8月28日	2台	100,000円	8月30日	9月18日
8月29日	1台	20,000円	8月30日	9月18日
8月29日	2台	40,000円	12月21日	1月17日
10月24日	1台	50,000円	10月27日	11月20日
合計		210,000円	>200,000円	

当該補助金の限度額は1事業所あたり合計20万円であるため、限度額を超過している1万円については、補助金の返還を求めるべきである。また、旅行出発日の異なる複数のバスツアーに対して補助金を交付する場合には、限度額を超えて補助金を交付することがないように、チェック体制を構築し、補助金の交付を行う必要がある。

(イ) 補助対象期間外の旅行商品に対する補助金の交付【指摘事項】

当該補助金は、旅行出発日が平成24年8月3日から同年11月25日までの旅行商品を対象に交付するものであるが、奈良交通株式会社に対しては、旅行出発日が11月26日と12月3日の旅行商品に対して補助金を交付しており（補助金の金額はそれぞれ5万円）、補助対象期間外の旅行商品に対して補助金を10万円交付している。

奈良交通株式会社への補助金交付実績

旅行出発日	バス台数	補助金額	実績報告日	支払日
11月9日	1台	50,000円	12月10日	12月27日
11月14日	1台	50,000円		
11月26日	1台	50,000円		
12月3日	1台	50,000円		
合計		200,000円		

当該補助金は、旅行出発日が平成24年8月3日から平成24年11月25日までの旅行商品を対象に交付するものであるため、補助金の交付対象期間外の旅行出発日のバスツアーに係る補助金10万円の返還を求めるべきである。また、補助金の交付対象期間外の旅行出発日のバスツアーに対して、補助金を交付することがないように、チェック体制を構築し、補助金の交付を行う必要がある。

(ウ) まんが博(含む関連事業・施設)への立ち寄りを行っていないバスツアーへの補助金の交付【指摘事項】

当該補助金は、まんが博(含む関連事業・施設)への立ち寄りを条件に交付するものであるが、株式会社阪急交通社中部日本営業本部に対しては、まんが博関連施設に立ち寄っていないバスツアーに対して20万円の補助金を交付している。これは、補助金の交付申請段階では、まんが博関連施設へ立ち寄るバスツアーで申請を行っていたが、実際には補助金の交付要件を満たすバスツアーの実施が10万円分しかなかったため、限度額である20万円の補助金を受け取るために、交付申請段階

とは別のバスツアーで20万円分の実績報告を行った。しかし、当該実績報告を行ったバスツアーは、まんが博関連施設へ立ち寄らないもので要件を満たさないものであるにもかかわらず、誤って補助金を交付したものである。

	補助金交付申請書	補助金実績報告書
旅行商品名	絶景湖上露天風呂付豪華ホテルに泊まる山陰2大美術館 足立美術館・砂の美術館と浦富海岸遊覧2日間	大山・帝釈峡遊覧 六甲山空中散歩と足立美術館2日間
まんが博（含む関連事業・施設）への立ち寄りの有無	有（鳥取砂丘、砂の美術館、水木しげるロード）	無

要件を満たさない実績報告に対して20万円の補助金を交付しているため、補助金の返還を求めらるべきである。また、補助金の交付申請時の旅行商品と補助金の実績報告時の旅行商品とが同一のものであるかを確認し、補助金の支給条件を満たしていない旅行商品に対して、補助金を交付することがないように、チェック体制を構築し、補助金の交付を行う必要がある。

(エ) 補助金実績報告書の提出期限の遵守について【指摘事項】

補助金交付要綱では、補助事業完了後10日以内に補助金実績報告書を提出しなければならないとなっているが、補助金実績報告書の提出が遅いものがある。具体的には、8月29日出発のバスツアーに係る補助金実績報告書の提出日が12月21日となっているものもあり、これ以外にも補助金実績報告書の提出が補助事業完了後10日超経過しているものが散見される。

補助金実績報告書の提出が遅れると、補助金の交付手続きも遅れ、事務手続きが終了しないため、補助金実績報告書の提出期限を遵守させる必要がある。

イ 「まんが王国とっとり」商品造成支援事業

(ア) 限度額を超えた補助金の交付【指摘事項】

当該補助金は、1事業所、1事業活動に対して20万円を限度として交付されるものであるが、株式会社ジェイティービー西日本国内商品事業部に対しては、30万円の補助金を交付しており、限度額を超えた交付となっている。これは、以前から補助金交付先と30万円の補助金を交付することで商品造成事業を行う前提で話を進めていたため、補助金の限度額が20万円と決まったにもかかわらず、限度額を超えていることがわかっていながら、30万円の補助金を交付したとのことである。

当該補助金の限度額は20万円であるため、限度額を超えた補助金の交付となっており、限度額を超えている10万円については、補助金の返還を求めらるべきである。

「国際まんが博」観光客誘致促進事業における補助金過大交付額の一覧

(単位：円)

交付先名	補助金実績額 (a)	適正な補助金額 (b)	過大交付額 (a)-(b)
名鉄観光サービス株式会社 姫路支店	210,000	200,000	10,000
奈良交通株式会社	200,000	100,000	100,000
株式会社阪急交通社 中部日本営業本部	200,000	0	200,000
株式会社ジェイティービー西日本国内商品事業部	300,000	200,000	100,000
合計	910,000	500,000	410,000

ウ 県への委託費の返納について【指摘事項】

上記の「国際まんが博」観光客誘致促進事業の補助金の支払実績は、バスツアー誘致事業10,500,000円と商品造成支援事業1,807,500円との合計12,307,500円となっている。当該事業は、県からの委託費

12,000,000円を財源に実施しているが、補助金の過大交付分410,000円を考慮すると、補助金の支払実績は11,897,500円となる。そのため、補助金の支払実績を超過している委託費102,500円は県へ返納する必要がある。

県への委託費の返納額

(単位：円)

補助金実績額 (a)	過大交付額 (b)	適正な補助金額 (c)=(a)-(b)	県からの委託費 (d)	県への返納額 (d)-(c)
12,307,500	410,000	11,897,500	12,000,000	102,500

エ 補助金の交付実績のチェック体制について【指摘事項】

上記の2つの補助金は、交付件数が多く、また補助金の交付条件も定められていることから、補助金の交付条件を満たさないバスツアーや商品造成に対して、誤って補助金を交付する可能性があり、実際に過大な補助金の交付が行われている。

補助金の交付元である観光連盟においては、当該補助金の担当者のみではなく、誤った金額の補助金の交付を防止するため、複数人でチェックを行う体制を構築するなどの必要がある。

また、県は当該事業を観光連盟に委託している関係から、当該委託事業の業務完了検査は行っているが、その際には補助金の過大交付は発見されていない。県は、誤って補助金を交付する可能性が高い場合や、誤って補助金を交付することを防止する体制が整っていないと思われる場合には、県の業務完了検査をより厳格に実施する必要がある。

2 とっとり「受注型企画旅行」旅行商品造成支援事業（県補助事業）

(1) 事業目的

バス旅行で県内を周遊・宿泊する旅行商品を造成する事業者の積極的な参加を促すことにより、県内の宿泊観光客を増やし、観光地はもとより県内経済の活性化を図ることを目的とする。

(2) 事業概要

ア 補助対象

県外の旅行会社が催行する受注型企画旅行

ただし、教育旅行・イベントコンベンション団体は除く。

イ 補助条件

「国際まんが博」又は県内観光施設、昼食場所への立ち寄り、かつ県内宿泊に伴うバス旅行で、1台20名以上による催行

ウ 補助金額

1泊の場合（1台につき） 30,000円

県内に連泊した場合は 60,000円

1事業所あたり300,000円を限度とする。

エ 補助対象期間

平成24年10月15日から平成25年3月19日宿泊催行分

(3) 監査の結果

ア 補助金の過大交付【指摘事項】

株式会社農協観光滋賀支店に係る補助金については、補助金交付申請書で10台分の申請が行われ、補助金実績報告書でも10台分の実績報告が行われていることから、300,000円の補助金を交付している。しかしながら、補助金実績報告書に添付されている宿泊先からの請求書などを閲覧した結果、バスの実際の運行台数は7台であり、3台分過大に実績報告が行われている。

過大に実績報告が行われている3台分の補助金90,000円については、補助金の返還を求めるべきである。また、補助金実績報告書のバスの報告台数と実績報告書に添付されている宿泊先からの請求書などから実際の運行台数との一致を確認し、過大に補助金を交付することがないようにする必要がある。

イ 県への事業実績報告について【指摘事項】

当該事業は県からの補助事業であり、観光連盟から事務費も補助対象となるものと誤認して、県へ事務費も含め 5,000,000 円の補助金の交付申請が行われ、県から観光連盟へ 5,000,000 円の補助金が交付されている。また、観光連盟が県へ提出している事業実績報告書の実績額も事務費相当額 290,000 円を含め 5,000,000 円であり、補助金確定額は 5,000,000 円である。しかしながら、観光連盟の決算書に計上されているバス旅行実施事業者への補助金の支払額（上記アの過大交付分を含む）は、4,710,000 円となっている。

補助金交付決定通知書では、「補助金の額の確定は、対象経費の実績額と交付決定額のいずれか低い額により行う。」となっていることから、交付決定額（5,000,000 円）よりも対象経費の実績額（4,710,000 円）の方が低いため、事業実績報告書の実績額は、4,710,000 円とすべきである。

県から観光連盟に過大に交付されている 290,000 円の補助金及び上記アの過大交付分 90,000 円の合計額 380,000 円については、県へ補助金を返納する必要がある。また、事業実績報告書の実績額と事業対象経費の実績額との関係を確認し、事業実績報告書の実績額の記載を誤ることがないように注意する必要がある。

宿泊促進のためのバス旅行商品支援事業における補助金過大交付額の一覧

(単位：円)

交付先名	補助金実績額 (a)	適正な補助金額 (b)	過大交付額 (a)-(b)
株式会社農協観光滋賀支店	300,000	210,000	90,000
合計	300,000	210,000	90,000

県への補助金の返納額

(単位：円)

補助金実績額 (a)	適正な補助金額 (b)	県への返納額 (a)-(b)
5,000,000	4,620,000	380,000

3 2012年山陰デスティネーションキャンペーン推進事業

(1) 事業概要

区分	負担金
交付目的	平成24年10月1日から同年12月31日に山陰両県で開催する山陰デスティネーションキャンペーンの推進組織である協議会に対し、負担金を交付したものである。
事業目的	鳥取県・島根県が共同で、JR西日本をはじめとするJRグループ及び旅行会社と協力し、山陰の観光資源を全国に紹介し、知名度の向上と観光客の更なる誘致を目的として実施したものである。
事業概要	<p>当事業は、平成23年度からの準備期間を含め、鳥取県と島根県が共同で設立した「山陰デスティネーションキャンペーン協議会」が実施したものである。各県が同協議会へ負担金を支払い、運営したものであり、キャンペーンの実施期間は、平成24年10月1日から同年12月31日であった。</p> <p>過去から当事業は実施しており、近年は平成9年度、平成15年度、平成18年度に実施している。</p> <p>平成23年度及び平成24年度の2年間にわたる事業費総額は120,000千円であり、同協議会の構成員である鳥取県と島根県が折半で各県60,000千円の負担金の支出を行っている。</p> <p>鳥取県内では、鳥取県と観光連盟が当事業に係る役割分担の比により、鳥取県が20,000千円、観光連盟が40,000千円の負担をしている。</p>
交付先	山陰デスティネーションキャンペーン協議会

負担金額	鳥取県における負担金の拠出状況は以下のとおりである。 平成23年度 鳥取県7,500,000円 観光連盟12,500,000円 平成24年度 鳥取県12,312,325円 観光連盟27,087,115円 ※平成24年度は、収支差額による残額の戻入後の金額。
------	---

(2) 監査の結果

ア 事業の今後の展開について【意見】

観光連盟において、当該事業の決定経緯などについて総会議事録等より確認したところ、会員に対して負担金の算出根拠など事業の詳細な説明がなされていない状況であった。当該事業には多額の資金が拠出されること、及び観光連盟においては、会員の会費より当該負担金を拠出していることから、会員に対して算出根拠等は十分に説明すべきであり、また、会員は旅行会社や宿泊施設など観光のプロであることから、会員からの多くの意見を取り入れることにより、今後の継続も含めた展開を検討することが望まれる。

4 会計処理関係

(1) 物品の管理について【指摘事項】

観光連盟では、会計規定を設けており、物品管理については同規定の第35条第2項により「物品の受払については、出納担当者が物品受払台帳を設け、所要の記録を行い残高を明確にしておかなければならない。」と規定されている。しかし、現状では物品受払台帳が全く整備されていない。

物品の範囲については、観光連盟会計規定の第34条において「取得価格が20万円未満の資産をいう。」とされており、20万円以上の資産は会計上において固定資産として計上し、管理する一方で、20万円未満の資産購入については経費処理するものの、物品受払台帳において管理することとしている。観光連盟会計規定においては物品についての下限は規定されていないことから、鳥取県物品事務取扱規則の規定を準用することになるが、同規則では、管理すべき物品を「3万円以上」と規定している。

以上より、取得価格が3万円以上20万円未満の物品については物品受払台帳において管理すべきということとなる。平成24年度において取得した、管理すべき対象物品は以下のとおりである。

取得年月日	科目	内容	金額
平成24年6月18日	管理費 消耗品費	一眼レフカメラ	114,000円
平成25年3月31日	管理費 消耗品費	観光連盟印鑑	52,500円

過年度分においても、物品受払台帳において管理が必要なものを精査、抽出し、また、今後においても同台帳の整備を行い適正な管理を行うようにすべきである。

(2) 預り金勘定の不適正処理について【指摘事項】

預り金勘定の計上内容について総勘定元帳などより確認を行った結果、平成24年度末の残高である1,153,520円のうち、302,849円は社会保険料、源泉所得税など内容が明確なものであったが、その差額である850,671円は計上内容が不明なものであった。当該不明金額は、前期以前から解明されることのないまま繰り越されてきたものであり、監査時点において遡及して関係資料より確認するも解明不能なものであった。

内容としては、過去において収入計上されるべきものが処理されていなかったものであるなど、経理処理のミスによるものと推測されるが、現時点において解明が不能なものであれば、放置することなく過年度の損益修正などとして収益計上すべきと考える。

今後は、このような経理処理ミスがないように善処するとともに、定期的に預り金残高の徹底したチェックを行うなど、改善に努めるべきである。

(3) 資金前渡の精算に係る遅延について【指摘事項】

資金前渡の処理については、観光連盟会計規定第27条において「事業執行上必要であるときは、鳥取県会計規則の規定に準じて、資金前渡、概算払いをすることができる。」と規定しており、また、鳥取県会計規則第73条において、資金前渡の精算については「資金の前渡を受けた職員は、支払完了後7日以内に資金前渡（概算払）精算書によりその精算をしなければならない。」規定されている。しかし、

資金前渡の処理科目である仮払金勘定の確認を行ったところ、7日を越えて精算処理を行っているものが散見された。精算遅延は、規定に反するものであることから、今後はこのようなことがないよう、資金前渡したものの徹底した管理を行うことにより、適切な精算を行うようにすべきである。

(4) 委託料の前払部分の経理処理誤りについて【指摘事項】

株式会社イーベース・ソリューションズ・ラボラトリーとの公式スマートフォンサイトページ作成に係る業務委託に関して、委託期間は平成25年3月4日から同年7月31日までであるが、平成24年度の部分払いとして平成25年3月31日に委託費として1,575,000円計上している。しかし、成果物の引渡しは平成25年7月であることから、当該部分払額は前払金として資産に計上すべきであり、委託費として費用計上してはならないものである。

今後は、委託期間が年度をまたぐ事業のうち部分払いを行うものについては、費用計上することなく、前払金として処理を行うこととされたい。

5 観光連盟全体についての意見

上記の個別案件以外に、観光連盟に全体に係る問題として、以下のような事項が見受けられた。

(1) 職員の雇用形態の改善について【意見】

平成24年度における観光連盟の職員の人員配置は以下のとおりとなっている。

(平成25年3月31日現在)

	合 計	県 職 員 注	非 常 勤 職 員	出 向 職 員 注	嘱 託 職 員
専務理事	1	1			
事務局長	1		1		
総務課 書記	2		2		
山陰文化観光圏 鳥取県事務局 書記	1		1		
グリーンツーリズム事務局	1				1
企画事業課長	1			1	
観光プロモーター	3		3		
魅力づくり課長	1	1			
魅力づくり課 書記	3		3		
合計	14	2	10	1	1

注 県職員とは、県からの出向者をいう。

出向職員とは、旅行会社からの出向者をいう。

上表のとおり、現在は観光連盟のプロパー職員は全く存在しない状況である。非常勤職員の10名は、実態は常勤であるにもかかわらず、観光連盟の設立経緯が任意団体であったことなどから、以前より非常勤扱いとなったままであり、また、独自の俸給表は存在せず、県の俸給表の非常勤職員に係る俸給表を適用している。雇用期間は1年間であり、観光連盟より毎年度、契約期間が1年間の労働条件通知書が各職員に対して交付され、1年更新で雇用しているという状況である。

観光連盟は、以前は県の出先機関のような位置付けとして業務を行っていたのであろうが、現在では、県との役割分担のもと観光商品の企画開発や観光情報発信などの専門性が求められる業務を独自で行っていることも勘案すれば、非常勤職員扱いのままで身分が安定しない状態では職員の士気に影響することも考えられ、ひいては県の観光事業の有効性に支障をきたすことにもなりかねない。人材育成の観点や職員のモチベーションを高めるためにも、職員のプロパー化により、雇用の安定を推し進めるよう検討すべきである。

(2) 観光連盟の業務に対するチェック体制の構築について【意見】

この度の包括外部監査で、観光連盟においては補助金の過払いや経理処理誤りなどが多く見受けられた。これは現在までにおいて、県や外部の者などによるチェック体制が十分ではなかったことも原因の一つと考えられる。

経理処理に関しては、平成25年度より税理士が監事に就任していることなどからも、今後の改善は十分に期待できるところではあるが、補助金の交付などの業務処理に関する部分については、所管課である観光政策課を中心とした県の各課が補助事業等の委託先でもあることから、責任を持って十分な検査を実施し、観光連盟の業務の適正な遂行に資するような体制を構築すべきと考える。

第 4 指摘及び意見の件数

このたびの包括外部監査の指摘及び意見の件数は、次のとおりである。

観光政策課

項目名	指摘	意見
温泉地魅力向上事業	1	3
古事記1300年記念るるぶ情報版古代ロマンの旅掲載事業	—	1
山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業	1	1
平成24年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務委託	2	—
県有地の有効活用	1	—
計	5	5

まんが王国官房

項目名	指摘	意見
鳥取県「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクト推進補助金	7	9
平成24年度米子映画事変開催事業補助金	1	—
「まんが王国とっとり建国記念 国際まんが博」県主催イベント運営業務	2	—
「国際まんが博」スタンプラリー開催業務委託	1	—
国際まんが博関連施設フリーパス券「ゴールドビザ」作成業務委託	—	1
「まんが王国とっとり」小学館グループメディア広告制作・掲載業務委託	1	—
まんが王国とっとりPRパネル等制作設営委託業務	2	—
国際まんが博ボランティアセンターに係る業務委託	—	2
第1回まんが王国とっとり国際マンガコンテスト作品集発刊業務	1	—
まんが王国官房全体についての指摘事項及び意見	2	3
計	17	15

鳥取県観光連盟

項目名	指摘	意見
「国際まんが博」観光客誘致促進事業（県受託事業）	7	—
とっとり「受注型企画旅行」旅行商品造成支援事業（県補助事業）	2	—
2012年山陰デスティネーションキャンペーン推進事業	—	1
会計処理関係	4	—
観光連盟全体についての意見	—	2
計	13	3

合計	35	23
----	----	----